

バンコク気候変動会議

2009年9月28日 — 10月9日

国連気候変動枠組条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第7回会合前半(AWG-LCA 7)、ならびに京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第9回会合前半(AWG-KP 9)は2009年9月28日から10月9日、タイ、バンコクで開催された。各国政府、政府間組織、非政府組織、学界、民間部門、マスコミを代表する約3,500名がこの会合に出席した。両AWGsとも2009年11月2-7日、スペインのバルセロナでそれぞれの会合を再開し、2009年12月7-18日、デンマークのコペンハーゲンで開催される第15回締約国会議(COP 15)に報告する予定である。

バンコク会合の主な目的は両AWGsの文書のさらなるスリム化ととりまとめを続けることであった。

AWG-LCA 7は、6月のAWG-LCA 6での議論を反映させた交渉文書改訂版 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1)を基礎に議論した。またAWG-LCAでは、その議論を助けるべく、8月の非公式会議ならびにその後作成された再編集ならびに取りまとめの交渉文書およびその背景資料 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.2 and Add. 1 & 2)も提起された。バンコク会議の議論では、バリ行動計画 (BAP)の主要要素、すなわち適応、資金、技術、緩和、キャパシティビルディング、そして長期的協力行動のための共有ビジョンに焦点が当てられた。2週間の交渉の結果、AWG-LCAは、多数のノンペーパーを作成し、バルセロナでのAWG-LCA 7再開会合に送った。

バンコク会合後、AWG-LCAには依然として相当な長さの文書が残されており、資金および緩和の分野など、「深い溝」と称される分野も引き続き残っている。しかし、適応、技術、キャパシティビルディングなどの分野では、満足な進展と一般に言えるものが見られた。また多数の参加者が、今会合では締約国が実質的な内容に焦点を当て、コペンハーゲンでのハイレベルな政治的指導力で解決すべき問題がどこにあるかを明確にしたことから、有意義な会合だったと感じていた。

AWG-KP 9の前半会合では、京都議定書第1約束期間が過ぎた後での附属書I締約国の排出削減量について議論した。加えて締約国は、AWG-KP作業計画(FCCC/KP/AWG/2008/8)のその他の問題の議論を続けた、これには柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)、ならびに対応措置の潜在影響が含まれる。多数のものが、LULUCF規則での進展をバンコク会議で最も重要な達成事項と考えた。しかし、2013年以降附属書I締約国全体ならびに個別の排出削減量に関しては、重要な進展がなかったと感じたものが大半であり、さらにコペンハーゲンでの成果文書は京都議定書の改定であるべきか、それとも一つの新しい合意文書であるべきかで、先進国と途上国の意見の相違が表面化した。今後の進展ならびにコペンハーゲンへ向けての展

望について、あるベテランの交渉担当者は、「成功するための材料はそろっている。コペンハーゲンでの成功に必要なのは、政治的な指導力と、各国が自国の国益から一步踏み出す意思を示すことだ」とコメントした。

UNFCCCおよび京都議定書の小史

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)の採択から始まった、この条約では、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するべく、温室効果ガス大気濃度の安定化を目指した行動の枠組みを規定する。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在192カ国の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都でのCOP 3に集まった参加者は、先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束するUNFCCCの議定書について合意した。これらの諸国は、UNFCCCでは附属書I締約国と称され、6つの温室効果ガスの全体排出量を2008-2012年の間(第1約束期間)に1990年比で平均5.2%削減し、各国がそれぞれ異なる目標を持つことで合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在189の締約国を有する。

2005年、京都議定書の第1回締約国会議(COP/MOP 1)がカナダのモントリオールで開催され、第1約束期間終了時の少なくとも7年前に附属書I締約国の更なる約束を検討するよう義務付けた議定書3.9条に則りAWG-KPを設立した。これに加えて、モントリオールでのCOP 11では、「条約ダイアログ」とされる4回のワークショップにより条約の下での長期的協力を検討することでも合意し、このダイアログはCOP 13まで続けられた。

バリ・ロードマップ : COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリ島で開催された。バリ会合の焦点は長期的課題であった。交渉の結果、バリ行動計画が採択され、条約ダイアログで特定された長期的協力行動の4つの主要要素、すなわち緩和、適応、資金、技術に焦点を当てるAWG-LCAが設立された。バリ行動計画には、これら各分野で検討されるべき問題のリスト (非限定的) が含まれ、「長期的協力行動の共有ビジョン」決定が求められた。

バリ会合では、バリロードマップという2年間の交渉プロセスも打ち出された、このバリロードマップは、条約と議定書の下での交渉の経路 (複数) が含まれ、2009年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5を交渉終結期限と定めた。バリロードマップにおける2つの主要な組織がAWG-LCAおよびAWG-KPであり、2008年には、4月にタイのバンコク、6月にドイツのボン、8月にガーナのアクラ、12月にポーランドのポズナニと4回の交渉会合を開催した。

AWG-LCA 5およびAWG-KP 7 : 2009年3月29日から4月8日、ドイツのボンでAWG-LCA 5およびAWG-KP 7の会議が開催された。この会合の主目的は、両AWGsの下での交渉文書作成に向け議論することであった。

AWG-LCAは、議長作成の覚書を検討し、バリ行動計画の達成ならびに合意成果 (FCCC/AWGLCA/2009/4, Parts I and II) の各構成要素に焦点を当てて交渉した。AWG-LCA 5での議論は、2009年6月の次回AWG-LCA会合向けに議長が作成する交渉文書草案の要素をさらに検討することが焦点であった。

AWG-KP 7では、京都議定書の下での2013年以降の附属書I締約国の排出削減量、そして議定書改定の可能性など法律上の問題に焦点が当てられた。またAWG-KPは、その作業プログラムの中のその他の問題についても議論し、柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)、対応措置の潜在影響が取り上げられた。AWG-KPは、6月の会合に向け2つの文書作成を議長に要請することで合意した、1つの文書は、議定書3.9条 (附属書I締約国の更なる約束) に基づく、議定書改定案であり、もう一つは、LULUCFおよび柔軟性メカニズムなど、その他の問題に関する文書である。

AWG-LCA 6およびAWG-KP 8 : 2009年6月1-14日、AWG-LCA 6およびAWG-KP 8の会議が、UNFCCC実施に関する補助機関および科学・技術上の助言に関する第30回補助機関会合と合わせ、ドイツのボンで開催された。

AWG-LCA 6は、議長草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)を基点とする交渉文書の作成に集中した。この会合で、締約国は、それぞれの提案を明示、作成し、交渉文書改訂版0(FCCC/AWGLCA/2009/INF.1)を得るにいった、この文書は200頁の長さであり、バリ行動計画の全ての主要要素が盛り込まれた。

AWG-KP 8は議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関する議論を続けた。2013年以降附属書I締約国の全体での排出削減目標と個別の排出削減目標に関する多様な締約国の提案が議論の焦点となった。AWG-KPは、AWG-KP議長が作成する文書に基づき、この問題、ならびにLULUCFおよび柔軟性メカニズムなどその他の問題に関する議論を継続することで合意した。

事務局は、6月の会合終了時まで、コペンハーゲンで採択されるべき、条約の下での新しい議定書に関する締約国の提案書5通、京都議定書改定に関する提案書12通を受理した。

非公式AWGs : 2009年8月10-14日、AWG-LCAおよびAWG-KPは、会合間の非公式な協議をドイツのボンで開催した。

AWG-LCAでは、交渉文書改訂版 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1)に関する議論の進め方が焦点となった。AWG-LCAは、1週間の協議の後、交渉文書を扱いやすくするべく、ノンペーパー、読解ガイド、表、マトリックス(FCCC/AWGLCA/2009/INF.2)の作成を開始した。

AWG-KPでは、2012年で終わる第1約束期間後の附属書I締約国の排出削減量に関する議論が続けられた。加えて、締約国は、AWG-KP作業プログラム記載のその他の問題ならびに潜在影響に関係する文書の記述箇所についての議論も再開した。この議論の結果は、AWG-KP議長がバンコク会合向けに作成した文書改訂版に反映されている。

ボンでの協議終了時、両AWGsの会議参加者は、コペンハーゲンまでに残された交渉時間が限られており、バンコク会議では大きな進展が必要だとの認識を、一層強めたようであった。

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9の報告

条約の下での長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ第7回会合（AWG-LCA 7）ならびに議定書に基づく附属書 I 締約国のさらなる約束に関するアドホックワーキンググループ第9回会合（AWG-KP 9）は、2009年9月28日月曜日、歓迎式典から開始された。

UNFCCC 事務局長の Yvo de Boer は、2009年9月22日、ニューヨークで開催された気候変動に関する国連事務総長のサミットで100名以上の世界の指導者が集まり、コペンハーゲンでの包括的で公平かつ効果的な合意を行うとの決意を表明した点に注目し、これは「真の転換点」であると明言した。国連事務次長で国連経済社会委員会アジア太平洋部会の事務局長である Noeleen Heyzer は、各国が「時間との競争において」互いの相違点を乗り越えるよう求めた。タイの自然資源環境省大臣の Suwit Khunkitti は、途上国の気候変動への適応能力を検討し、開発と緩和および適応問題を統合して持続可能な発展を可能にする必要性を強調した。デンマークの気候エネルギー省大臣の Connie Hedegaard は、会合期間間隙中に出てきたモーメンタムを指摘し、コペンハーゲンで選択されるべき主な政策選択を指し示す交渉文書を作成するよう締約国に求めた。タイの Abhisit Vejjajiva 首相は、気候変動に関する G-20 の成果は「そうあるべき姿ほど強力」ではなかったとはいえ、主要経済国の指導者はコペンハーゲンでの合意達成を約束したと指摘した。

この報告書では、両 AWGs それぞれの議題に基づき、議論の内容をまとめる。

長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ

AWG-LCAの第7回会合は2009年9月28日に開会し、Michael Zammit Cutajar（マルタ）が議長を務め、Luiz Figueiredo Machado（ブラジル）が副議長を、Lilian Portillo（パラグアイ）が報告官を務めた。議長のZammit Cutajarは、期限が迫っており、作業に熱を入れる必要があると強調した。締約国は議題書

（FCCC/AWGLCA/2009/11）を採択し、作業構成（FCCC/AWGLCA/2009/11 and 12）についても合意した。

スーダンがG-77/中国の立場で開会ステートメントを発表し、資金規模を特定する提案を求め、焦点が先進国の資金提供責任から民間部門および途上国に移ってきたことを嘆いた。バルバドスは小島嶼国連合

(AOSIS) の立場で発言し、「安泰や政治的な立場で主要なプレーヤーが動かされることがあってはならない」と強調した。アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言し、文書の翻訳がないこと、コンタクトグループおよびサブグループが複雑であることに懸念を表明した。レソトは後発発展途上国 (LDCs) の立場で発言し。特に国別適応行動計画 (NAPAs) の実施に向けた適応枠組み、技術およびキャパシティビルディングプログラム、信頼性があり政府開発資金援助 (ODA) に追加的な資金について行動をとる必要があると強調した。

スウェーデンは欧州連合 (EU) の立場で発言し、交渉文書を煮詰め、柱となる主要な政治課題に焦点を当てる必要があると強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、AWGs間の協調を求め、合意は緩和努力全般を対象とし、共通の構造をとり、気候変動緩和のため全ての国が共通の責任を持つことに則った義務を持たせる合意とするべきだと強調した。スイスは環境十全性グループの立場で発言し、交渉プロセスを加速させる必要があると強調した。

長期協力行動：この議題項目はバリ行動計画 (BAP) の主要要素、すなわち長期的協力行動のための共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディングを対象とする。この議題は、9月28日のAWG-LCAプレナリーで最初に議論された。事務局は、関連する文書 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1 and Add.1; FCCC/AWGLCA/2009/INF.2 and Add.1-2; FCCC/AWGLCA/2009/MISCs.6 and 7) を提出した。

締約国は下記項目に関するコンタクトグループの設置で合意した：

- 適応に関するコンタクトグループ、William Kojo Agyemang-Bonsu (ガーナ) と Thomas Kolly (スイス) が共同議長を務める
- 技術に関するコンタクトグループ、Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) と Kunihiko Shimada (日本) が共同議長を務める
- キャパシティビルディングに関するコンタクトグループ、Fatou Ndeye Gaye (ガンビア) と Georg Børsting (ノルウェー) が共同議長を務める
- 資金に関するコンタクトグループ、議長を務めるのは Machado 副議長
- 緩和に関するコンタクトグループ、議長を務めるのは Zammit Cutajar 議長
- 共有ビジョンに関するコンタクトグループ、こちらも Zammit Cutajar 議長が議長を務める

AWG-LCAの議論では、改訂版交渉文書 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1) のさらなるとりまとめに焦点が当てられた。この課題について、AWG-LCAでは、8月の非公式会合ならびにその後作成された表、ツール、とりまとめセクション (FCCC/AWGLCA/2009/INF.2 and Add. 1-2) を参照した。

今回の会合では結論書は採択されなかった。2009年10月9日の閉会プレナリーで、議長のZammit Cutajarは、バンコクでの作業結果をいくつかのノンペーパーの形でバルセロナ会合に送ることになると説明した。ノンペーパーは下記の事務局ホームページでダウンロードできる：

http://unfccc.int/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/items/5012.php

また同議長は、新しい制度設計の提案に関する最新のリストもUNFCCCホームページでダウンロードできると指摘し、共有ビジョンの下での排出削減量に関する長期世界目標について提案されている数値目標のリストも作成し、緩和セクションでの緩和目標についても同様のリストを作成すると述べた。議長のZammit Cutajarは、ノンペーパーの作成により、各締約国が自国に持ち帰って主要問題を議論し、交渉プロセスの前進を図るとの明確な責任感を持ってバルセロナ会合に臨んでほしいとの希望を表明した。また同議長は、交渉文書の長さは重要な問題ではないが、この長文のページの中に解決すべき実質的な問題が多数あることが問題だと強調した。

AWG-LCAコンタクトグループならびに緩和サブグループでのBAP主要要素に関する議論は次のようにまとめられる。

共有ビジョン：長期的協力行動のための共有ビジョンに関するコンタクトグループでは、議長のZammit Cutajarが議長を務め、Sanda de Wet（南アフリカ）が進行役を務めた。9月29日から10月9日にかけて、コンタクトグループ会合ならびに非公式協議が開催された。

8月の非公式会議で締約国は、議長のZammit Cutajarが共有ビジョンに関する文書

(FCCC/AWGLCA/2009/INF.2) のとりまとめを図ることで合意した。第1回のコンタクトグループ会議で締約国は、とりまとめが有用であったとし、この作業の継続を支持した。10月1日の第2回コンタクトグループ会議で、議長のZammit Cutajarは、ノンペーパーNo. 5を提出した。10月8日には、バンコクでの議論をベースとするノンペーパーNo. 19が提出された。文書取りまとめの背景となる情報を記載したノンペーパーNo. 27も10月9日に発表された。

内容に関する議論では、共有ビジョンの特性、排出削減量の長期世界目標、共有ビジョンのレビューに焦点が当てられた。

共有ビジョンの特性に関し、米国は、共有ビジョンに関する文章が、実用的でなく政治的であるという意味で、他のビルディングブロックに関する文章と異なっていると述べた。同代表は、一般に対し、インスピレーションを与え、前向きなメッセージを与える文章にすべきだと述べた。日本は、共有ビジョンに関する文章は合意文書の一部であるべきだと述べ、オーストラリアは、インスピレーションを与えると同時に実用的でもあるメッセージを求めた。EUは、世界長期目標に関する文章ならびにレビューに関する文章は、実用

的であるべきだと述べた。スーダン、共有ビジョンは単なる政治宣言以上のものにすべきだと強調した。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、共有ビジョンは包括的なものであるべきで、BAPの4つのビルディングブロック全てを対象とするべきだと指摘した。メキシコは環境十全性グループの立場で発言し、ニュージーランドとともに、長期世界目標に焦点を当てるべきだと述べた。ボリビアは、母なる大地の権利を反映させるとの自国の提案を繰り返した。南アフリカはアフリカン・グループの立場で発言し、共有ビジョンは気候と開発をバランスさせるべきだと述べた。

排出削減量の**長期世界目標**に関し、アンティグア・バーブーダはAOSISの立場で発言し、SIDSおよびLDCsにおける気候変動の影響を最小限に抑制することを基準にすべきだと述べ、2050年までに1990年比で85%削減し、2015年に排出量のピークを迎え、附属書I締約国は2050年までに1990年比で95%削減することを提案した。環境十全性グループ、日本、EU、オーストラリア、米国は、2050年までに世界の排出量を半減するとの目標を支持し、EUは、先進国は2050年までに80-95%排出量を削減するべきだと提案した。ノルウェーは、科学に基づく手法を支持し、遅くとも2015年までに排出量のピークを迎え、2050年までに世界の排出量を85%削減するよう求めた。日本は、2015年から2025年の間に排出量のピークを迎えることを支持した。南アフリカは、附属書I諸国が2020年までに1990年比で少なくとも40%排出量を削減し、2050年までに少なくとも80%削減することを提案した。コスタリカは、グアテマラ、パナマの立場でも発言し、350 ppmでの安定化を支持した。

共有ビジョンのレビューに関し、フィリピンは、条約で既に規定されているレビュー条項に焦点を当てた。インドは、世界目標のレビューに関する議論は支持したが、条約に規定しないもののレビューには反対した。AOSISは、次の2項目の両方をレビューする必要があると明言した：一つは、科学を起点とする長期世界目標、もう一つは4つのビルディングブロックの実施に向けた調整である。ブラジルは、世界の気温上昇という意味で定義される長期世界目標は、科学が発展するにつれ更新されるべきだと指摘した。EUは、次の3つのタイプのレビューを提案した：一つは、長期目標自体のレビュー、もう一つは、締約国が目標達成に向けた経路を進んでいるかどうかのレビュー、3番目は、多様なビルディングブロックに関する行動の総合的なレビューである。オーストラリアは、状況の変化を考慮に入れる柔軟なレビューメカニズムが必要だと強調した。

最後のコンタクトグループ会合で、議長のZammit Cutajarは、共有ビジョンのセクションの重要性を強調し、このセクションは序文という以上のものであり、「政治的に大きな意味」があるとの考えで意見が一致してきたと指摘した。

交渉の状況：締約国は、締約国のインプットを取り入れたノンペーパーNo. 33を作成し、バルセロナでの次回会合までに発表するよう、議長のZammit Cutajarに要請した。

緩和：緩和に関し、BAPには次のサブパラグラフが含まれる：

- 1(b)(i)、先進国での緩和
- 1(b)(ii)、途上国での緩和
- 1(b)(iii)、途上国での森林減少ならびに森林劣化の削減、プラス保全（REDD-プラス）
- 1(b)(iv)、セクター別アプローチ
- 1(b)(v)、市場など費用効果の高い緩和行動を強化する多様な手法
- 1(b)(vi)、対応措置の影響結果

緩和に関するコンタクトグループの議長は、Zammit Cutajar議長が務めた。9月28日、このグループの第1回会合で締約国は、BAPの各緩和サブパラグラフに焦点を当てる6つのサブグループ設置で合意した。米国は、全ての締約国による緩和に共通する要素に関係する提案を議論するため、別なサブグループの設置を提案し、オーストラリア、日本、EU、ノルウェー、コロンビア、コスタリカもこれを支持した。インドおよび他のいくつかの途上国は、これに反対し、そのような提案は途上国に新たな要求を課すものであり、条約と合致しないと強調した。9月29日の非公式協議後、締約国は、全ての締約国による緩和行動の共通枠組みに関係した提案については、緩和問題全般を議論するコンタクトグループにおいて議論することで合意した。

緩和全般に関するコンタクトグループは、10月1-9日に会議を開催した。この会議では、いくつかのアンブレラグループ諸国が提案した全ての締約国による緩和行動の原則と枠組みに関する提案を、BAPのサブパラグラフに関する文章の前、緩和セクションの最初に挿入するかどうかに議論が集中した。

ここでの議論では、先進国および途上国間の違いに焦点が当てられた。米国は、同国の見解は議定書とは異なり、条約の全締約国に共通する約束と義務に則ったものであると説明した。同代表は、全ての締約国のモニタリング、報告および検証（MRV）に関する提案を照会し、これは既存の枠組みに則ったものであり、報告の強化を図ると共に、専門家による技術的レビューも強化すると述べた。同代表は、コストを負担する能力がない諸国には財政支援が提供されると述べ、たとえばLDCsと能力や責任の大きい途上国では、広範な枠組みの「副次的要素」が異なると述べた。

オーストラリアは、緩和約束または行動の国別スケジュールに関する同国の提案について、詳細を説明し、この提案は、異なる状況や各国の能力に配慮し、透明性を持たせ、時間が過ぎるにつれ行動を強化できるという点で、「プレッジ・アンド・レビュー」を超えるものだと指摘した。同代表は、この提案は先進国の経済全体にわたる目標を伴うことから議定書と異なる提案ではないと強調した。同代表は、低炭素開発戦略および登録簿に関する提案のシナジーに焦点を当てた。

EUは、低炭素開発戦略を打ち立てるにあたり全てのものが努力を結集させるよう求めた。同代表は、先進国のためには、経済全体にわたる拘束力のある排出制限または削減の数量目標（QELROs）や、議定書5条、7条、8条に基づく確固とした報告および算定、柔軟性メカニズム、遵守の考えなど、「主要な京都の要素」を持ち越す必要があると強調した。同代表は、途上国が国別の適切な緩和行動（NAMAs）を取れるような制度設計を進める必要性を強調し、国別スケジュールという考えの探求に関心を表明した。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、全ての締約国による緩和行動の枠組みという提案に反対し、先進国による緩和と途上国による緩和は、規模の面でも法律上の性質においても違いがあると強調した。またインドと中国もこの提案に反対し、インドは、これは先進国と途上国の区別の解消を求めるものであり、後者に新たな緩和と報告の約束を負わせることから、条約およびBAPと矛盾すると強調した。

全ての締約国による緩和に関する一般的な問題を扱ったノンペーパーNo. 16が10月6日に作成され、非公式協議で議論された。非公式協議の結果、10月9日にノンペーパーNo. 28が作成され、各締約国の提案を明記するとともに、交渉文書の更なるスリム化を図った。緩和に関するコンタクトグループの最終会合で、議長の子Zammit Cutajarは、緩和問題全般の議論はオープンで率直なものであり、各締約国の立場を明らかにする上で有用だったと述べた。

交渉状況：ノンペーパーNo. 28がバルセロナ会合に回され、AWG-LCA 7再開会合の緩和全般に関する議論の基礎となる。

BAPサブパラグラフ1(b)(i)：先進国による緩和に関するサブグループでは、Thomas Becker（デンマーク）が進行役を務め、Adrian Macey（ニュージーランド）が暫定進行役を務めた。9月30日から10月9日にかけて、コンタクトグループ会合および非公式協議が開催された。

8月のAWG-LCA非公式会合で、締約国は、先進国での緩和に関する交渉文書の資料を取りまとめ、バンコクでの議論を助けるよう進行役に要請した（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2）。10月6日のコンタクトグループ会合で、進行役のMaceyは、各締約国の示唆ならびに提案に配慮し取りまとめたBAPサブパラグラフ1(b)(i)に関するノンペーパーNo. 15を提出した。10月9日には、ノンペーパーNo. 25が作成された。AWG-LCA閉会プレナリーで、議長の子Zammit Cutajarは、共有ビジョンにおける長期世界目標および緩和目標について各締約国が提案した数値をまとめた文書を作成すると指摘した。

議論では、努力の比較可能性、緩和約束、または行動、MRV、遵守に焦点が当てられた。**努力の比較可能性**に関しては、明確な比較可能性基準の必要性、比較可能性の枠組み、国内評価に重点を置くか国際評価に重点を置くかが議論の中心となった。いくつかの先進国は、成果文書の中に比較可能性基準のリストを含め

る必要はないと指摘した。EUは、そのような基準は交渉においては有用だが、文書に含める必要はないと明言した。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、比較可能性の「確固とした強力な」定義づけが必要だと強調し、比較可能性を評価するベースとして議定書に焦点を当て、比較可能性の定義は各国国内ではなく国際交渉で決める必要があると指摘した。ツバルは、比較可能性については、法律面からのアプローチ、規範的なアプローチが必要だと強調し、その基準として議定書に注目した。中国は、比較可能性には4つの柱があると指摘し、これは包括性、約束の性質、近似値、遵守であると述べた。

米国は、「厳密性」と「比較可能性」は問題が異なると述べ、各国の遵守構造に焦点を当てることを支持した。同代表は、議定書の目標に言及し、附属書I諸国により数値は似通っているが、その目標を達成するためにとるべき行動や行動のコスト、その目標がその国の将来の排出量にどう影響するかでは大きな違いがあると強調した。G-77/中国は、議定書の目標は各国の約束に基づくものであり、全ての国が望む解決策ではないと指摘し、先進国が適切な中長期の緩和を行う必要性を強調した。日本は、比較可能性の議論では、目標数値に加えて、政策措置も用いられると指摘した。

緩和約束または行動に関し、EUは、野心レベルを議論の根幹として注目し、ノルウェーもこれを支持した。米国は、期待感ではなく運用上の表現に焦点を当てるよう求めた。オーストラリアは、450 ppmかそれ以下での安定化を支持したが、ミクロネシア連邦は、350 ppmを可能な限り大きく下回るレベルでの安定化を希望し、これはAOSISおよび多数の脆弱な諸国の支持を得ていると指摘した。ノルウェーは、2020年までに1990年比で40%排出量を削減する計画を紹介した。

また締約国は、EUが提案した全ての附属書I諸国が提示した中期の排出削減量約束の情報取りまとめという、AWG-KPでの議定書締約国の約束取りまとめに似通った提案について、非公式に議論した。多数の国がそのようなとりまとめを支持したが、この作業に何を含めるべきかでは意見が分かれた。ブラジルはサウジアラビアおよびボリビアと共に、附属書I諸国の約束がその歴史的責任や中長期の野心レベルと比較して適切かどうかを取り上げる必要があると強調した。インドはAOSISと共に、最新の科学文献に則った適切性の評価を入れるべく、範囲を拡大するよう提案した。米国は、このペーパーを広範で包括的な枠組みの中で捉えるべきで、約束だけでなくそれを支える行動も取り上げるよう提案した。

締約国は、このほかオーストラリアが提案した、緩和約束および行動の国別スケジュールという概念についても議論した、インドはこれに反対し、ブラジルは、この概念は約束と行動への言及を組み合わせたものであり、先進国による約束を弱めると指摘した。

交渉の状況：ノンペーパーNo. 25はバルセロナでのAWG-LCA 7再開会合にまわされる。

BAPサブパラグラフ1(b)(ii): 途上国の緩和に関するサブグループでは、Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ) が進行役を務め、9月30日から10月9日にかけて、コンタクトグループならびに非公式協議を開催した。

8月の非公式会議で、締約国は、途上国の緩和に関する文書の取りまとめを進行役に要請した(FCCC/AWGLCA/2009/INF.2)。10月3日、進行役のMukahanana-Sangarweは、さらなるとりまとめを行った文書を添付するノンペーパーNo. 12を提出した。10月8日には第2のノンペーパーNo. 20が作成された。

内容的には、NAMAsの範囲と支援、計画と戦略、NAMAメカニズム、MRVに議論が集中した。**NAMAsの範囲と支援**に関し、中国は、NAMAsは自主的なもので、途上国が決定すると強調し、支援と共に行動についても議論する必要があると述べた。バングラデシュは、NAMAsを明確に定義するとともに、一国でのNAMAsの認定方法についても明確に定義する必要があると指摘した。カナダは、オーストラリアとともに、NAMAsのライフサイクルに関する南アフリカの提案に関心を表明した。日本は、排出原単位目標の達成に関する同国の提案を指摘し、国別行動計画はNAMAsの一部であると指摘した。

インドは、財政支援は必要性の評価に基づくものではなく、措置自体の全コストをカバーする必要があると強調した。また同代表は、支援を受けない行動は検証の対象にならないと強調した。フィリピンは、特定の行動ではなくNAMAs実行の用意に対して資金を提供する必要があると指摘した。

カナダは、NAMAsには原子力や大規模水力など環境に悪影響を当てる技術を含めるべきでないとするパラグラフの削除を提案し、アルゼンチン、アフリカン・グループの立場で南アフリカ、日本、エチオピア、メキシコはこれを支持したが、サウジアラビアは反対した。

途上国は低炭素開発戦略ならびに計画を策定すべきだとの**提案の位置づけ**についても議論が行われた。米国はカナダとともに、計画および戦略に関するクラスターをNAMAsの定義および範囲に関するクラスターの後に移すよう提案し、カナダは、計画と戦略はNAMAsの枠付けを行うと明言した。アフリカン・グループとインドは、計画と戦略に関するクラスターの削除を提案したが、オーストラリア、EU、ニュージーランド、日本は、その保持を支持した。インドは、低炭素戦略への言及は、開発の必要性への言及とバランスをとらせるべきだと指摘した。ベリーズはAOSISの立場で発言し、計画と戦略、そしてNAMAsとの区別は保持されるべきだと述べた。

NAMAメカニズムの提案に関し、パキスタンは、NAMAsを登録し、促進するための協調メカニズムとこれに対応する支援の明確化が重要だと強調した。シンガポールは、登録される行動のタイプのリストは不十分だと指摘し、サウジアラビアは、支援および認定メカニズムに関する同国の提案が適切に反映されていないと指摘した。

MRVに関し、ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、サウジアラビア、ベネズエラ、インドとともに、国別スケジュールに関するサブセクションの削除を指示し、これにはBAPサブパラグラフ1(b)(ii)に合致しない考えが含まれていると説明した。オーストラリアは、スケジュールに関する言及を緩和と資金全般に関するコンタクトグループでの議論で関連性があるものと結び付けて考えるよう提案した。

交渉の状況：進行役のMukahana-Sangarweは、バンコク会合後にノンペーパーNo. 22を作成し、オンラインで利用できるようにすると述べた。同進行役は、締約国のコメントを取り入れ、どの文章も削除されないことを強調した。

BAPサブパラグラフ1(b)(iii)：REDD-プラスに関するサブグループでは、Tony La Viña（フィリピン）が進行役を務め、9月29日から10月8日にかけて会合を開催した。

当初、9月の非公式会合から回された文書（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2）に基づき、議論が行われた。進行役のLa ViñaはノンペーパーNo. 11およびNo. 18を提出した。会合の中で、カナダとインドネシアは、実施方法ならびに全面的な実施に向けた資金調達に関する文章をとりまとめ、議論の進行を図った。EUとガボン、MRVに関する文章をとりまとめ、議論の進行を図った。

焦点が当てられたのは：原則の明確化、文書を運用可能なものにする、3段階方式、社会的、環境上、および統治上のセーフガードであった。

ブラジルは、コペンハーゲンで議論されるべきREDD-プラスの文章を簡略で範囲および原則に焦点を絞ったものにすべきだと述べた。ガーナは米国とともに、科学・技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）において技術的な問題を検討し、将来の決定書においても技術的な問題を検討するよう提案した。ブラジルは米国およびノルウェーとともに、資金やMRVなどREDD-プラスの原則の多くが、NAMAsに関するサブセクションで扱われていると強調した。インド、ネパール、タイは、REDD-プラスとNAMAsを分離しておく必要があると強調した。

インドはガイアナ、サウジアラビア、中国とともに、原則について議論する前に、REDD-プラスとして適格な活動と行動を特定することが重要だと強調した。オーストラリアは、効果、効率性、単純性、一貫性、公平性、補完性、各国の主権の尊重など、原則の重要性を打ち立てた。米国は、REDD-プラスに特有の要素を特定するよう提案し、ツバルとEUもこれを支持した、米国は参加プロセスや環境面および社会面のセーフガードの重要性を強調した。

ノルウェー、パプアニューギニア、カンボジア、ガイアナ、その他は、段階的手法の重要性を強調した。ガイアナは、カンボジア、アフリカン・グループ、タンザニアと共に、持続的で予測可能な資金供与の必要性を強調した。EUは、数量目標を含めることに満足の意を表し、森林減少の原因に対処する必要性を強調し

た。ガイアナ、パラグアイ、パプアニューギニアは、持続性とリーケージに対処する必要性を強調し、オーストラリアは、環境面でのセーフガードを運用上の表現に取り入れるべきだと指摘した。

ノルウェー、スイス、シンガポールは、各国の主権を侵さない範囲で、統治問題に関する焦点を広げるよう求めた。ブラジルは、タイ、リベリア、バングラデシュとともに、REDDを速やかに簡単に設置するよう求めた。ブラジルは、3段階手法に注目し、文書の中では、REDDと柔軟性メカニズムを結び付けるような用語の使用は避けるべきだと述べ、中国、パプアニューギニア、パラグアイもこれを支持した。ブラジルは、REDDが全面的に実施されるまでメカニズムに関する議論は避けるべきだと述べた。

フィリピンは、セーフガードに関する声明は、一般原則とすべきで、実施を義務づけるべきでないと述べた。セーフガードに関し提案されている取りまとめ文書について、エクアドル、ボリビア、フィリピン、インド、メキシコ、その他多数の国は、森林転換の回避に対するセーフガードが必要であると強調した。ペルーとブラジルは、これにより持続可能な森林管理を禁止されるわけではないと強調した。コンゴ民主共和国は、カメルーン、赤道ギニア、コンゴ共和国の立場も代弁し、持続可能な森林開発を行う必要性に焦点を当て、「森林転換の回避」への言及に反対した。インドは、環境十全性を確保するため「持続可能な森林管理」という用語を用いるよう求めた。

フィリピンは、ボリビア、ベネズエラ、その他とともに、国連先住民の権利宣言への言及を保持するよう要請した。エクアドルは、「伝統知識の尊重」という表現を求めた。コスタリカは、フィリピン、パプアニューギニア、スーダン、タンザニアとともに、持続可能な生活を考慮する必要があると強調した。ボリビアは、マレーシア、インドネシア、コロンビアとともに、文章は各国の法制とも合致させる必要があると強調した。

EU、パプアニューギニア、コロンビアは、実用的な表現で持続性とリーケージの関係を考慮するよう求めた。EUとノルウェーは、適格性要件を取り上げるよう求めた。タイは、バルセロナでの議論進行を図るため、各締約国の立場を明記する表の作成を求め、ツバルもこれを支持した。

交渉の状況：10月8日、サブグループの最終会合で、進行役のLa Viñaは、ノンペーパーNo. 18をバルセロナに送ると説明する一方、このペーパーは交渉文書ではないと明言し、バルセロナでは、範囲と目的に焦点を当てる会合を1回、運用面の問題に関する会合を1回、合計2回の会合を開催する計画だと述べた。

BAPサブパラグラフ1(b)(iv)：協力的セクター別アプローチならびにセクター別行動に関するサブグループでは、Farrukh Khan（パキスタン）が進行役を務め、9月29日から10月7日、コンタクトグループ会合と非公式協議を開催した。

締約国は最初、進行役が再編集した文書 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.2)に基づき議論した。この会合で、サブグループはノンペーパーNo. 2とNo. 17を作成した。2つの非公式草案作成グループも会議を開催、農業に関するグループでは、ウルグアイとニュージーランドが進行役を務め、国際海上輸送および航空輸送（バンカー燃料）に関するグループではエジプトとカナダが進行役を務めた。

排出量を特定の国に起因させることができるセクターを検討するか、起因させられないセクターを検討するか、それとも両方のセクターを検討するかについて、EUとノルウェーは、両方を考慮することを支持したが、サウジアラビアは、国境を超えるセクターについては考えるべきでないと述べた。

メキシコ、シンガポール、カナダ、米国は、バンカー燃料の検討では国際海事機関 (IMO)および国際民間航空機関 (ICAO)が先頭に立つことを提案した。EUは、国際航空および海上での排出量に関し、UNFCCCが世界目標を定め、IMOおよびICAOを通して実施することを提案した。ノルウェーは、国際海運で使用するバンカー燃料に対する排出量取引または炭素税という自国の提案を強調した。ミクロネシア連邦、ツバル、ベネズエラ、その他は、IMOおよびICAOに対し、条約側からガイダンスを出す必要があると強調した。

ウルグアイは、農業部門の緩和ポテンシャルを強調し、アルゼンチン、メキシコもこれを支持した。アルゼンチンとバングラデシュは、食糧安全保障の重要性を強調した。ウルグアイは、EU、ニュージーランド、その他の支持を受け、SBSTAが2010年に農業部門について検討することを提案した。ウルグアイは、草案作成グループの成果について、農業に関係する文章の改定とともに、作業計画についても合意したことを強調した。

交渉の状況：ノンペーパーNo. 17には、農業部門およびバンカー燃料に関する草案作成グループの提出した文章も含まれ、すべての締約国の提案するバンカー燃料に関する文章も追加される。

BAPサブパラグラフ1(b)(v)：市場的手法など、緩和行動の費用効果を高める多様な手法に関するサブグループでは、Maria del Socorro Flores (メキシコ)が進行役を務め、9月30日から10月8日にかけて会合した。

8月の非公式会合で、締約国は、新しい市場メカニズムに関する各国の提案を比較するため表を作成するよう進行役に要請した (FCCC/AWGLCA/2009/INF.2)。バンコク会合で同グループは、ノンペーパーのNo. 5、14、22、30を作成した。

議論の中心となったのは、緩和行動の費用効果を高める手法としての市場の利用、新しいメカニズムの提案、議定書の下での既存の柔軟性メカニズムであった。

市場の役割について、ベネズエラは、BAPサブパラグラフ1(b)(v)が市場だけでなく、緩和を強化する「多様な手法」としていることを強調し、中国、ブラジル、サウジアラビア、その他いくつかの非附属書I諸国もこれを支持した。ベネズエラは、気候変動緩和のための市場メカニズムの利用については意見が一致してい

ないと指摘した。ボリビアは、気候変動と市場の構造的なつながりを指摘し、バングラデシュは、市場がもたらした問題の解決策として市場の利用が提案されているのは「皮肉」だと述べた。ベネズエラは、条約の下での各国の義務を取引することは、条約の原則と合致しないと主張し、新しい市場メカニズムについてのコメントを求めるのではなく、原則に則った議論をするよう求め、その他の国もこれを支持した。

米国は、過去10年間の経験からすると、市場は費用効果の高い排出削減を可能にするとし、クリーン開発メカニズム (CDM)はクリーンな投資を進めたと述べ、新しい市場メカニズムの提案は、条約の究極の目的達成に重要な貢献をする可能性があるとして強調した。ニュージーランドは、BAPサブパラグラフ 1(b)(v)は対象範囲が広いと指摘した。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、先進国の公共部門が主な資金源となるべきだと強調した。

京都議定書の下での**既存の柔軟性メカニズム**に関する文章について、途上国は、新しいメカニズムの提案に焦点を当てる必要があると強調し、AWG-KPでの議論と結び付けることには反対した。日本、オーストラリア、ニュージーランド、その他は、新しいメカニズムの提案の検討を支持したが、既存のメカニズムについての議論も重要だと強調した。

EUは、コペンハーゲンでの成果として希望しているものは、議定書の主要要素を組み入れた統合的な制度であると説明し、この主要要素には、拘束力のあるQELROs、議定書5条、7条、8条に合致するしっかりとした報告、強力な遵守：柔軟性メカニズムが含まれると述べた。同代表は、次のことを行う意図があると強調した：全ての締約国に対する法的拘束力のある枠組みの強化、CDMの保持、新しい市場メカニズムを途上国が費用効果の高い緩和を行える自主参加ツールとして統合。

米国は、「京都議定書の運命に関して、コペンハーゲンでどういう形のものになるか」は不確実だと指摘し、次の表現でこの問題に対処することを提案した：「COPは本合意において、CDMの適用可能性に必要な決定を行うものとする」。アルジェリアは、CDMの利用を希望する国は、議定書を批准することができると指摘した。ブラジルは、同国にとり議定書の継続は「コペンハーゲンの成果の重要な要素」の一つだと強調した。サウジアラビアはアルジェリア、中国、オマーンとともに、議定書の「おいしいところをつまみぐい」し、「台無しにする」ことに反対した。

提案されている新しいメカニズムについて、韓国は、NAMAクレジット化に関する同国の提案について説明し、BAUを超える削減は全て適格であると指摘した。メキシコは、クウェートとともに、NAMAsの特性における不確実性を強調した。EUは、セクター別クレジットと取引に関する提案を紹介し、韓国やニュージーランドの提案とは多くの面で一致するものがあると指摘した。ニュージーランドは、NAMAクレジット化と取引メカニズムに関する自国の提案を説明し、統合的な性質をもつと強調した。南アフリカは、新しいメカ

ニズムが単なるオフセットメカニズムであってはならないとし、ダブルカウントは避けるべきだと述べた。中国は、グレナダとともに、先進国は途上国に対して大胆なセクター別目標を求めることで、自国の排出削減義務から一歩引いているとして、懸念を表明した。

EUは、合意では、特に新しいメカニズムの原則や目的、参照レベルの設定方法を取扱うよう提案し、規則や方法は後日策定できると述べた。オーストラリアは、REDDでのリーケージの可能性を指摘し、ノルウェーとともに、二酸化炭素回収・貯留（CCS）を含める必要があると強調した。クウェートとベネズエラは、セクター別クレジットおよび取引の提案に反映されたセクター別アプローチに反対した。南アフリカは、NAMAsのライフサイクルに関する同国の提案を含めるよう要請し、この提案は新しい市場手法に関するものだと明言した。ベネズエラは、新しいメカニズムの収益の50%を途上国での適応に充てるべきだとの文章を入れるよう提案した。

他のガスについて、ベネズエラは、新しいガスなど、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書または京都議定書で議論されている全ての内容を排除するよう提案し、アフリカン・グループもこれを支持した。EUとマーシャル諸島は、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）の議論に関心を表明した。

交渉の状況：10月8日、最後のコンタクトグループ会合で、進行役のFloresは、ノンペーパーNo.30が発行されると指摘し、バルセロナでは、交渉文書改訂版（FCCC/AWGLCA/2009/INF.1）と新しいノンペーパー、そして再編集され取りまとめられた交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2）に基づき、議論することになると述べた。

BAPサブパラグラフI(b)(vi)：対応措置に関するサブグループでは、Richard Muyungi（タンザニア）が進行役を務め、9月30日から10月9日にかけて、コンタクトグループおよび草案作成グループの会合を開催した。

サブグループでは、再編集され取りまとめられた交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2）に基づく議論から始めた。第1回のコンタクトグループ会合で、進行役のMuyungiは、文書のさらなる取りまとめのため、少人数の草案作成グループを作るよう提案し、締約国もこれに同意した。10月5日、進行役のMuyungiは新しいノンペーパーを提出した。さらなる議論ののち、改訂されたノンペーパーNo. 32が10月9日に出され、バルセロナでのさらなる議論の基礎とすることになった。

対応措置に関する実施的な議論では、これに伴う脆弱性を考慮に入れる必要性、関連する情報の交換／理解、約束と能力、資金援助と技術援助、制度のアレンジに焦点が当てられた。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、このグループにとってのこの問題の重要性に注目し、条約の原則と規定を反映させた上で、将来の合意に含める必要があると指摘した。同代表は、特定のアイデアを文章に明記すべきだと強調し、これには、先進国が行わなければならないものとして、対応措置の影響結果を最

小限に抑制する、対応措置の影響結果に関する理解を深めるため協力する、情報を交換する、ネガティブな影響結果を削減するため、効果的な行動をとることなどを挙げた。また同代表は、強力な制度設計の重要性を強調した。

米国は、カナダ、オーストラリア、日本とともに、対応措置の作業のため効果的な緩和努力が損なわれることがあってはならないと指摘した。同代表は、日本、カナダ、ロシア連邦とともに、実施に関する補助機関（SBI）の下に永続的なフォーラムを設置することに関係した表現の削除を支持した。G-77/中国、サウジアラビア、クウェート、ベネズエラ、オマーンは削除に反対した。

シェラレオネはアフリカン・グループの立場で発言し、LDCsおよびアフリカの特殊事情への言及保持を強調した。サウジアラビアは、全ての途上国が対応措置からネガティブな影響結果を受けると強調し、途上国の「分割を図る」努力は条約と合致しないと述べ、クウェート、オマーン、ブラジル、中国、インド、アルジェリアもこれを支持した。LDCsは、AOSISの立場でのセントビンセント、グレナディーン諸島、アフリカン・グループ、バングラデシュとともに、アフリカ諸国およびLDCsの特殊事情は条約でも言及されていると強調し、これを文書に入れることの重要性を強調した。EUは、ネガティブな影響結果に対応する能力が最も少ない諸国に焦点を当てるべきだと述べた。米国は、化石燃料の生産で利益を得る経済国の一人当たり国内総生産は、「十分先進国の範囲に入っている」とし、もっとも脆弱な諸国に焦点を当てて議論するべきだと強調した。オーストラリアは、緩和行動をとる締約国の数が増えていると指摘し、すべての締約国が対応措置をとった場合の影響結果を考える必要があると指摘した。

サウジアラビアは、ベネズエラ、ブラジルとともに、特に先進国は途上国からの輸入に対し、国境での對抗措置をとるなど一方的な措置をとるべきではないとの文章を保持する必要があると強調した。ブラジルは、「国境での税の調整」への言及を加えるよう提案した。

G-77/中国は、バルセロナでは対応措置のネガティブな影響結果を最小限に抑制すること、政策措置が保護主義を隠すことにならないようにすることという二つの重要な問題に焦点を当てるべきだとし、アフリカン・グループとインドもこれを支持した。オーストラリアは、対応措置がどの国でとられたものであれ、その影響結果は同じであると強調した。インドは、文章に「持続可能なライフスタイル」を入れるよう求め、特に先進国に言及するよう求めた。

交渉の状況：進行役のMuyungiは、バルセロナでは新しいノンペーパーNo. 32に基づき、さらなる議論が行われると指摘した。

適応：適応に関する行動の強化とそれに伴う実施方法に関するコンタクトグループでは、William Kojo Agyemang-Bonsu（ガーナ）とThomas Kolly（スイス）が共同議長を務め、9月28日から10月9日に会合した。

このグループでは、当初、バンコクでのAWG-LCA 7の前に出された取りまとめ文書

(FCCC/AWGLCA/2009/INF.2)に基づき議論した。共同議長のAgyemang-Bonsuは、2段階で議論の進行を図ることを提案した、すなわち第1段階では、文書のスリム化を進めるべく適応文書の構成をレビューし、改訂版を作成する、第2週では、第2段階として文章に関する交渉を行う。締約国は、9月29日から10月1日にかけて、3回のコンタクトグループ会合と追加の非公式協議を開催し、スリム化と取りまとめに関する議論を続けた。

10月3日のコンタクトグループ会合で、共同議長のKollyは、交渉文書のさらなるスリム化を反映させる新しいノンペーパーNo. 8を提出した。その後は、目的および範囲に関する議論に入った。

適応行動の実施に関し、南アフリカは、適応行動実施に関する国際プログラムの提案に焦点を当て、これは実施可能なものの「乱雑な」集合ではなく、気候変動の短期的、中期的、長期的な影響に対応する「一貫性があり組織だったプログラム」であると強調した。

目的、範囲、指針原則に関し、米国は、この文章には全ての締約国が適応のためにとることのできる行動が含まれていないと指摘し、EUとオーストラリアもこれを支持した。アフリカン・グループと南アフリカは、全ての国が適応行動をとる必要があることを序文に反映させ、本文では途上国に焦点を当てるよう提案した。G-77/中国とアフリカン・グループは、先進国による拘束力のある約束を反映させる必要があり、また短期、中期、長期の行動も反映させる必要があると強調した。

アフリカン・グループは、プロセスよりも行動に焦点を当てるよう求め、LDCsもこれを支持した。LDCsは、パイロット活動より実施を優先させるべきだと述べた。AOSISは、可能にする活動と実施とを区別するよう提案し、ツバルもこれを支持した。南アフリカは、科学に基づく脆弱性と制度に基づく脆弱性の違いを強調した。コスタリカとインドネシアは、適応における生態系サービスの役割を強調した。

G-77/中国は、途上国での適応行動は先進国の条約の下での義務に従い、先進国の支援を受けるべきだと強調した。

LDCsは、適応を開発に組み入れるとの表現は「過剰な統合」となり、独自の行動の価値を減じるものだと懸念を表明した。AOSISは、ブータンとともに、途上国、特にSIDS、LDCs、アフリカ諸国の緊急かつ直面するニーズに応えることを目的とすべきだと指摘し、その範囲の中に、損失および被害に対応するメカニズムも含めるよう求めた。アフリカン・グループは、文書全体を通して、脆弱な途上国の定義に首尾一貫性を持たせる必要があると指摘した。中国は、各国の国情、それぞれの資金力と技術力、リスクや影響のレベル、貧困のレベルに基づき脆弱性の基準を設置することに警告を発した。

EUは、最も脆弱な途上国に焦点を当てるべきだと強調し、対応措置の影響や過去の排出量への言及に反対した。サウジアラビアは、対応措置の影響に関する表現の保持を求めた。

オーストラリアとカナダは、UNFCCCに対する仲介役、進行役としての役割を求めた。ブラジルは、参加原則を含める必要があると指摘し、適応を開発に組み入れることは問題であると強調した。

中国は、「国家主導」の解釈の違いに注目した。カナダは、国家主導の適応努力は各国の優先課題を明らかにし、それを伝えるとともに、行動を起こすうえで各国政府が重要であることを示していると述べた。

南アフリカは、特に脆弱性の軽減や強靱性の強化、そして国際レベルで行われている行動とのリンクとの一貫性が必要であることを目的に反映させるべきだと述べた。米国とノルウェーは、国家計画や政策の重要要素として適応を取り入れると強調した。ノルウェーは、適応行動が最も低いレベル、地方レベルでのニーズに基づくもので、これに対応する場合、補助金制度が適応プロセスのカギになると強調した。

ロシア連邦は、文書での市場経済移行国への言及を支持した。米国は、気候問題専門家のセンターを設け、国際レベルで情報やツールを提供し、気候スペシャリストのオフィスを各国に設けて、技術の普及加速化を図ることを支持した。

東チモールはマラウィとともに、資金援助は融資ベースではなく無償にすべきだと強調した。インドネシアは、遵守メカニズムの必要性を強調した。インドは、先進国における全ての資本の移動に2%の税を課し、途上国での適応の援助に充てるよう求めた。ウガンダはマラウィとともに、LDCsの資金アクセスを改善する必要があると指摘した。マラウィとLDCsは、共同資金方式 (co-financing) に反対した。LDCsは、資金フローの規模を先進国のGDP1.5%まで引き上げるべきだとし、適応資金の70%をLDCs、SIDS、アフリカ諸国に限定するべきだと強調した。

リスク軽減に関し、AOSISは、リスク軽減とリスク管理は、次のようにすべきだと指摘した：資金メカニズムの中に専用の窓口を設ける、極端な現象と時間をかけて出現する現象の両方に対応する、リスク軽減だけでなく保険問題も含める。G-77/中国は、移住、移転、計画的な移動も含めるよう求めた。コロンビアは、適応資金の30%を防災および予防措置に充てるべきだと述べた。

交渉の状況：共同議長のアギヤン・ボンズは、締約国からのインプットを取り入れ、オプションを紹介する新しいノンペーパーNo. 31を作成し、バルセロナで利用できるようオンラインに載せると報告した。

資金：資金源および投資の資金提供の行動強化に関するコンタクトグループでは、副議長のマチャドが議長を務め、9月28日から10月9日にかけてコンタクトグループ会合および非公式会合を開催した。制度アレンジ、資金の調達と供与、遵守、MRVに焦点が当てられた。

8月のAWG-LCA非公式会議で、締約国は、AWG-LCA副議長のマチャドが締約国からのインプットを組み入れて表を改定し、パラグラフを再編集して読みやすくすることで合意した。FCCC/AWGLCA/2009/INF.1のパラグラフをどのように再編集して、FCCC/AWGLCA/2009/INF.2に示すとおりのおりの代案にしたか、これを説明

する表をFCCC/AWGLCA/2009/INF.2/Add.1に示す。10月5-9日、締約国は、AWG-LCA交渉文書中の資金に関するセクションをさらにスリム化するノンペーパーNo.13について議論した。新しいペーパーには、これまでのセクションに加えて、締約国が提案する制度アレンジを記載した附属書も含める。

資金源の募集と資金の供与に関し、締約国は総じて大幅な資金規模拡大の必要性を認識した。次の項目については、合意に至らなかった：主な資金源を公共部門の資金とすべきかそれとも民間部門の資金にすべきか；途上国も貢献すべきか；気候変動に関する資金という面でのODA；資金メカニズムの運営組織としての地球環境ファシリティー（GEF）。

規模に関し、途上国は、新たな、ODAに追加的で、適切、予測可能、そしてODA以上の資金規模を求めた。また途上国からの資金供与に反対した。先進国は、LDCs以外の全ての国が資金を出すよう勧めた。

民間部門からの資金供与について、インドと中国は、オフセットメカニズムで達成された排出削減量と二重計算になることに留意した。カナダは、官対民の資金に関する議論は一方が他方より重要であることを示唆する「間違った議論」になると述べた。バングラデシュは、公共部門を主な資金源にすべきだと強調し、世界の市場は資金を提供できないでおり、「LDCsやSIDSの入る場がない」と述べた。EUは、民間部門および炭素市場の重要性を強調する一方、公共の国際投融資の役割も認めた。

サウジアラビアは、提案されている海上輸送および航空輸送への排出税は、途上国の経済部門にマイナスの影響を与えると述べた。スイスは、LDCsを除き、世界一律にCO2トン当たり2米ドルの税を徴収するという自国の提案を強調した。コロンビアは、割当量単位（AAUs）の競売入札、ならびに排出量取引と共同実施に対する8%課税で資金を捻出するよう提案した。米国は、料金や税金の徴収については国内体制上限界があると述べた。ロシア連邦は、市場経済移行国は特定条件の下で資金を受ける資格を持つべきだと述べた。

ウガンダはLDCsの立場で発言し、気候変動により生じた被害からの回復について、先進国は国際法上の責任があり、これがこれら諸国の公共部門からの資金供与を得る根拠であると強調した。G-77/中国は、先進国は自分たちの歴史的責任、そしてそれに対応する資金供与や技術移転の約束をも否定していると述べた。また同代表は、条約以外での資金約束は条約の下での先進国の約束を果たしたことになるないと述べた。中国は民間部門や市場で得られる資金の推定額は誇張されていると述べた。

ノルウェーは、資金供与者に対し「資金供与を売り込む」ことの難しさを強調し、途上国は良き統治をおこなっているという受け止め方を強め、途上国における適応の費用分析を改善するなら、こういった課題も簡単に解決できると述べた。アンティグア・バーブーダはAOSISの立場で発言し、提案の多くが資金提供者／受益者のアレンジであることに懸念を表明した。G-77/中国は、他の開発活動を犠牲にして気候変動関連の

活動にODAが向けられることへの懸念を表明した。インドは、ODAの資金供与は任意のものだが、気候変動に対する資金供与は、明確な歴史的責任の認識に則り、評価されるべきだと強調した。

日本は、資金源の大幅な規模拡大の必要性を強調した上で、ODAを除外することに警告を発した。カナダは「ODA」という用語は技術的な算定の概念だと説明した。ニュージーランドは、「資金源を最大限拡大し、閉ざすことはしない」ことを提案し、二国間、地域間、その他の多国間のチャンネルを通じた資金のねん出を支持した。

AOSISは、GEFの強化と強力な資金補填を提案した。同代表は、第5回資金募集の議論の中で、GEF改革の糸口が見いだせると強調した。スイスは、全ての国がGEF資金補填の議論に参加するよう要請した。

制度アレンジに関し、途上国は、COPの権限と指導力の下、地理的にバランスがとれ、資金に直接アクセスできる新しい資金メカニズムに対して、総じて支持を表明したが、先進国は、既存の制度の活用を求めた。メキシコは、グリーンな資金に関する自国の提案は先進国から途上国への正味の資源のフローを提供するとし、先進国の資金拠出は強制的だが途上国からの資金拠出は自主的なものと明言した。G-77/中国、パキスタン、アフリカン・グループ、サウジアラビア、中国、インドは、メキシコの提案に対し、意見を保留した。

G-77/中国は、多国間気候基金の提案は、緩和と適応の両方に資源を提供すると指摘し、途上国が資金に直接アクセスする必要があると強調した。バルバドスはAOSISの立場で発言し、条約の下での適応基金の設立を提案した。

米国は、気候に関する世界基金という自国の提案に焦点を当てた。同代表は、この新しい制度は、資金メカニズムの運営機関としてのGEFの継続を念頭においていると述べた。同代表は、優先度や適格性基準といった特定の問題はCOPで決定し、基金自体は条約11条（資金メカニズム）に合致すると説明した。米国は、新しい基金の統治制度は正味の資金提供者と正味の受益者を公平に代表する構造になると説明し、LDCsを除く全ての締約国で資金能力のあるものが資金を提供するが、資金供与を強制するものではないと指摘した。同代表は、アクセス手順を簡素化する必要があると指摘し、この提案では一連の手法の活用を念頭においていると強調した。同代表は、条約は「シーリングではなくフロー」であるとし、どの国であれ自主的な貢献を禁ずるものではないと述べた。

オーストラリアは、2013年以降の資金構造に関する自国の提案を提出した。提案では、UNFCCC事務局が運営する執行プラットフォームが異なる行動と資金とを結びつけ、資金提供者も受益者も新しい資金制度の下で動けるようにする。同代表は、自国の提案は基金ではなく、資金源の規模は論じていないが、それでも他の提案と適合すると明言した。G-77/中国は、米国の提案は現在の資金メカニズムの問題に対応していないと述べた。同代表は、オーストラリアの提案に関し、「2013年以降」の資金構造に言及しているところから、

AWG-LCAでの議論に関連性をもつかどうか疑問だと述べた。タンザニアは、米国の提案に応じて、統治問題およびアクセスの問題については議定書の適応基金の既存構造を利用するよう提案した。バングラデシュは、米国の提案はグリーン基金に関するメキシコの提案より「優れたパッケージ」だと評した。

アルゼンチンは、自国の提案は条約の下で適応基金および緩和基金を設立し、COPに対し責任を負う2つの執行機関が管理することだと説明した。同代表は、この執行機関は技術パネルの支援を受けると述べた。バルバドスはAOSISの立場で発言し、自国の提案は気候変動の影響による損失や被害に対応するマルチウィンドウのメカニズムを設立することで、これは議定書の適応基金とも密接に結びつき、損失や被害、保険など追加要素にも資金を提供すると述べた。

LDCsは、緩和、適応、技術、キャパシティビルディングへの対応窓口を有する単一の基金を希望した。カナダは、条約外で提供される資金は条約の下での先進国の約束達成用に算定されないとする一部締約国の立場が国家主導プロセスと矛盾することに留意した。コロンビアは、マルチウィンドウの資金メカニズムの中に、REDD活動に関する資金窓口も含めるべきだと提案した。インドネシアは、既存の制度を改革するなら、その活用に異論はないと述べ、バングラデシュとともに、マルチウィンドウを持つ単一の効率的かつ柔軟な基金制度の設置を希望した。

制度アレンジに関する非公式協議の後、締約国は、10件の提案を4件にまとめることで合意した。議長のMachadoは、これらの提案は新しいノンペーパーに記載し、バルセロナで検討すると述べた。

米国は、締約国がニーズや資金源を特定する場合に技術支援を提供できるような組織の設立を可能にするため、行動と支援とをマッチングさせる新しいセクションを提案した。

遵守に関し、ウガンダは、第1段階では違反者をリストして「名称を公開し恥をかかせる」メカニズムとし、次の段階では罰を課すという2段階の遵守体制を提案した。EUは、遵守は「単なる罰以上のものを意味する」とし、締約国が約束を実施しやすいようにすることも含まれると述べた。G-77/中国は、遵守とMRVとが混乱することを懸念し、先進国が自国の資金約束をどれだけ守ったか、国別報告書で確認することの難しさを強調した。ニュージーランドは、遵守はクロスカッティングイシューだとして、MRVをこのセクションの冒頭におくことを希望し、米国もこれを支持した。同代表は、文書で「相互による透明性確保 (mutual accountability)」に言及するよう求めた。オーストラリアは、自国の提案する執行プラットフォームはMRVや資金など根幹の問題に対応するのに役立つと強調した。ロシア連邦は、資金の用途を追跡する信頼性メカニズムが必要だと強調した。

閉会プレナリーで、副議長のMachadoは、新しい、追加的で予測可能な資源の規模拡大が必要であり、特に適応に必要な資金の規模拡大が必要だと締約国が認識したと報告した。同代表は、官民の資金源が必要な

点では共通の理解が得られたが、主な資金源をどちらにするかでは、共通の見解が得られなかったと指摘した。同副議長は、一つまたは多数の窓口を持ち、COPに対して責任を負う透明な制度構造が必要な点では意見が集約したと述べた。同副議長は、制度アレンジは途上国のニーズに対応すべきで、制度間の調整を図り、首尾一貫性を持たせるため、ある種のメカニズムが必要なことが明らかとなったとし、共通要素に関わる主な4つのオプションでは既存の制度アレンジオプションをまとめることで合意したと述べた。

交渉状況：資金に関する新しいノンペーパーNo. 34が発行され、バルセロナでの検討のため、ホームページでダウンロード可能になる。

技術：技術に関するコンタクトグループでは、Kishan Kumarsingh（トリニダード・トバゴ）とKunihiko Shimada（日本）が共同議長を務め、9月28日から10月9日に会議を開催した。どの問題を優先するか、制度アレンジ、知的財産権（IPRs）など、セクションをどう構成するかが議論の中心となり、締約国は、8月の非公式会合での作業結果（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2）に基づきこの問題の検討を開始した。

9月28日、第1回のコンタクトグループ会合で、共同議長のKumarsinghは、技術に関する行動の強化、技術、キャパシティビルディングと可能にする環境、協力的な研究、開発、展開（RD&D）、技術発明センター、制度アレンジ、技術向けの資金など、「ブロック」で議論できる問題を特定した。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、交渉に入る用意があると指摘した上で、速やかに「核心（crux）」の問題を議論するよう求めた。EUは、RD&D、キャパシティビルディング、政策枠組み、可能にする環境など、意見が集約された分野を特定した。同代表は、環境上適正な技術の世界的な公開を加速する、技術的な情報およびノウハウに対するアクセスを強化する、低炭素な発展のための高品質の技術計画を策定することを、3つの重要な要素と特定した。また米国は、COEと気候変動技術のコア機関（ハブ）を設置し、特に技術の利用可能性を高め、能力を向上させ、情報交換を進めるとの提案を紹介した。

ブラジルは、このセクションは資金のセクションと合わせて考えるべきだと強調した。アルゼンチンは、行動の実施に焦点を当てる必要があると強調した。コロンビアは、既存の技術移転枠組みに則ることを繰り返し述べた。中国は行動中心の成果とし、途上国の提案をさらに検討することを強調した。

10月2日金曜日のコンタクトグループ会合ではノンペーパーNo. 4が提出された。10月9日、これに続く長文のノンペーパーNo. 29が提出され、バンコクでの各締約国からのインプットがまとめられた。

技術メカニズムの提案に関し、G-77/中国は、バングラデシュ、パキスタン、その他とともに、このメカニズムが技術に関する行動に結びつくとともに、評価や情報交換を超えたものになる必要があると強調した。オーストラリアはノルウェーとともに、技術メカニズムは単純なメカニズムではなく一連のメカニズムだと指摘し、優れた技術センターの重要性を強調した。ブラジルは、将来の技術にも焦点を当てるべきだと強調

し、技術センター間の協力・協調を提案した。インドは、技術移転は商業的な移転ではなく、譲渡を意味すると強調した。アルゼンチンは、技術行動に関するボトムアップで国家主導の手法を求めた。ウガンダは、単純な制度構想が必要だと指摘し、カナダは、単純で、効果的で、弾力的なメカニズムを支持した。

制度アレンジに関し、G-77/中国は、戦略計画委員会や技術パネル、多国間気候技術基金の設置といった同グループの提案を文書に保持すべきと強調した。オーストラリアは、技術諮問パネルに関する自国の提案の詳細を説明し、このパネルは、技術面、政策面、資金面での助言を行うと述べた。米国は、技術センター（technology hub）設置に関する同国の提案を紹介し、締約国はフルタイムの専門家と連絡が取れるようになると述べた。アルゼンチンは、どのような支援が必要か、各国の決定する権利を認めるよう求め、ウガンダとともに、簡単な制度枠組みを求めた。日本は、重要な原則として、利害関係者間の効果の高いネットワークの設置、技術のニーズと資源のマッチング、既存の制度の活用を強調した。中国は、主に公共部門による資金源の提供を機能の一つにすべきと指摘した。ブラジルは、COE（centers of excellence）同士がパートナーシップの形で「対を組む」提案について説明し、そのような協力関係は、南—北、南—南、三角関係でも可能だと指摘した。EUは、助言を提供し、計画を可能にし、情報プラットフォームとなりうる制度にすべきだと述べた。カナダは、機能に関する議論では、まず締約国が長期的に実現してほしいと考える成果に焦点を当て、その上で、これを実現するにはどのようなメカニズムをどのように構築すればよいか議論すべきと述べ、オーストラリアもこれを支持した。

IPRsに関し、オーストラリアは、世界知的所有権機関など関連組織との協力関係を一層強めるよう求め、米国と共に、IPRsは技術発展を促すと指摘した。G-77/中国は、IPRsは技術移転の障壁だと繰り返した。ボリビアは、強力なIPRsは研究開発費を引き上げるとし、インドはフィリピンと共に、強制的なライセンス化を提案した。バングラデシュは、特許技術でもLDCsおよびSIDSの自由な利用を可能にするよう求めた。

AWG-LCA閉会プレナリー会合で、共同議長のShimadaは、技術に関するコンタクトグループでは合意に含めるべき将来の行動は「何か」、将来の行動を「どう」実施するか議論したと報告した。

交渉状況：ノンペーパーNo. 29が10月9日に発行され、このノンペーパーがバルセロナでの交渉の土台となる。

キャパシティビルディング：この問題は最初に9月28日のプレナリーで取り上げられ、締約国はこの問題に関するコンタクトグループを設立し、Fatou Ndeye Gaye（ガンビア）とGeorg Børsting（ノルウェー）が共同議長を務めることで合意した。

コンタクトグループは、統合テキスト（FCCC/AWGLCA/2009/INF.2）をベースに議論を開始した。10月1日のコンタクトグループ会合ではノンペーパーNo. 3が提出された。その後、それぞれ締約国の議論を取り入れるノンペーパーNo. 10、21、24が作成された。

原則に関し、G-77/中国はセントビンセント、グレナディーン諸島と共に、「実地学習」を原則の一つに加えるよう提案し、コロンビアは、原則とは汎用の特性を持つものであるべきだと指摘した。サウジアラビアはセントビンセント、グレナディーン諸島およびブラジルと共に、目的に関する副題を加えるよう提案した。米国とEUは、運用面に焦点を当てることを希望し、原則のセクションが必要かどうか疑問視した。

範囲に関し、G-77/中国は、NAMAsやCCSなど各国にとって新しい分野を特定するよう提案し、EUもこれを支持した。ブラジルは、各国の能力強化に注目するよう提案した。ベラルーシは、市場経済移行国への言及がないことを嘆いた。米国は、オーストラリア、日本とともに、キャパシティビルディングに関する議論が援助に関する他のAWG-LCA コンタクトグループでの議論とどう違うのか検討することを提案した。ブラジル、タンザニア、南アフリカ、AOSIS、スイス、その他は、キャパシティビルディングをBAPのビルディングブロック、条約のあらゆる側面、登場しつつあるニーズに関係して強化すべきとするオプションを支持した。

G-77/中国は、条約の実施強化をもっと明確に記述するよう求め、範囲は規範的過ぎると述べ、AOSISもこれを支持した。同代表は序文の重要性を強調し、キャパシティビルディングはそれ自体独立した章にする必要があると強調した。オーストラリアは、他の章との重複を指摘し、原則は既に条約の中に存在するとして、カナダとともに、キャパシティビルディングの他の章への統合を希望した。EUは、「万人向け」の解決策などないとし、キャパシティビルディングは各国の制度やプロセスに基づくものにすべきと述べた。G-77/中国は、交渉を開始する前にコンタクトグループでの作業とSBIでの作業を区別する必要があると指摘した。

キャパシティビルディングおよびそれに伴う制度メカニズムの実施に関し、オーストラリアは、制度アレンジとMRVの重要性を説き、日本、カナダ、米国、EUもこれを支持した。これら諸国は、資金コンタクトグループで制度メカニズムを議論した上で、文章に立ち戻る必要があると強調した。ブラジルは、資金グループは「どう」するかを議論しており、このグループは「何を」達成すべきかを議論すべきと述べた。G-77/中国は、ブラジルとともに、キャパシティビルディングを独立した形で扱い、他のビルディングブロックでの問題を認識した上で、議論するよう求めた。

EUは、先進国と途上国との共同努力としてのキャパシティビルディングに言及するよう提案した。サウジアラビアは、気候変動の影響ならびに対応措置の影響から生じる途上国の優先度にも言及するよう提案した。EUは、そのような表現はキャパシティビルディング向けの援助を受けられる国を限定すると指摘した。

交渉の状況：バルセロナでの再開会合ではノンペーパーNo. 24を用いて議論の進行を図る。

閉会プレナリー：10月9日、AWG-LCA閉会プレナリーが開催された。議長のZammit Cutajarは、コンタクトグループ、緩和サブグループ、非公式協議での議論から数件のノンペーパーが作成され、バルセロナに持ち込まれると説明した。同議長は、各締約国とも合意成果文書の交渉に関する首都（各国の中央政府）からの明確な指令をもって第9回再開会合に臨むよう求めた。

AWG-LCA副議長のMachadoは、バルセロナでの作業構成に関する非公式協議について報告し、AWG-LCAはコンタクトグループおよび非公式協議での作業を続けると指摘した。議長のZammit Cutajarは、今後の作業では包括性、焦点、柔軟性、懸念のバランスを目指すべきと強調し、バンコク会議では法律上の形式の問題を議論していないと指摘した。議長のZammit Cutajarは、モーリタニアからの質問の後、時間がないためバルセロナ会議向けにノンペーパーを翻訳することはできないが、コペンハーゲン会議に向けては翻訳されると指摘した。

スーダンはG-77/中国の立場で発言し、議定書が先進国の緩和の基準であると説明し、議定書の法的な存在と効果継続を前提にしないオプション提案への懸念を表明した。レソトはLDCsの立場で発言し、適応プログラムへの資金援助について先進国からの具体的な数字を求めた。アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言し、AWG-LCAは議定書の交渉とは分離されるべきだと繰り返した。EUは、EUが議定書に肩入れしていることを強調し、将来の合意にも議定書の要素を取り入れるよう求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、コペンハーゲンでの合意達成に関する政治責任そして世代としての責任を強調した。スイスは環境十全性グループの立場で発言し、AWG-LCAがコペンハーゲンまでに作業を終了するには、バルセロナでの最大限の柔軟性が有益だと述べた。

コスタリカは、他の中南米諸国数カ国の立場も代表して発言し、共通だが差異ある責任の原則に合致するバランスの取れた、公平で平等な合意を得るには、それぞれの国が姿勢を変える必要があると指摘した。ベラルーシは、市場経済移行国の懸念を交渉文書に入れるとする同国の提案を指摘した。インドは、新しい単独の制度の提案は、附属書I締約国の約束を減らし、途上国に新しい約束を課すものだと述べた。

米国は、将来の合意形式は、先進国が引き続き先頭にたって中期的な削減を経済全体にわたり行う一方、主要な途上国経済は計測可能、定量可能な国内行動を実施し、意味のある中期の削減を行うと規定すると述べた。

中国は、議定書を破棄しようとする動きを「深く憂慮する」とし、BAP実施に向けた自国の確固とした約束を繰り返し、気候変動に対処する中国の国内政策に焦点を当てた。日本は、議定書をベースに気候変動に対応する包括的で永続性のある方式の構築を求めた。

トーゴは、気候変動のため人々が既に基本的なニーズを満たせなくなっていると強調し、自己や自国の利益を考えるのではなく、共通の利益を考えるよう締約国に求めた。タンザニアは、REDD-プラスには途上国にとっての広範な問題が含まれていると述べた。同代表は、この点で、特に途上国でのエネルギーのニーズを考慮し、主に先進国が行っている違法な商業伐採についても議論するよう求めた。エジプトは、条約は先進国における経済競争力の永続を意図するものではないと述べた。

東ティモールは、最も脆弱な諸国の適応ニーズに対する先進国からの資金援助、技術援助を求めた。セネガルは、合意の中に地方政府や国内の小地域政府の役割を反映させるべきと指摘した。ネパールは、自国における気候変動の悪影響に焦点を当て、交渉のペースを指摘し、排出削減での附属書I締約国の責任を指摘した。

国際自由労連 (The International Trade Union Confederation) は、情報源、援助、改革における労働組合の役割に焦点を当てた。The Third World Networkは、先進国が議定書を破棄し、ボトムアップ方式での排出削減量に基づいた合意に代えようとしていることへの「激しい怒り」を表明した。Local Government and Municipal Authoritiesは、コペンハーゲンでの成果文書では全ての統治レベルに言及すべきと強調した。

議長はZammit Cutajarは、締約国の閉会ステートメントを振り返り、条約の実施強化の考えには、形式や内容、政治的な約束の考察も含まれていると指摘した。同議長は、タイ (国政府)、事務局、参加者への感謝を表明し、午後7時3分、AWG-LCA 7の前半中断の槌を打った。

附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ

AWG-KP 7は、9月28日月曜日に開会し、John Ashe (アンティグア・バーブーダ) が引き続き議長を務め、Harald Dovland (ノルウェー) が副議長、Miroslav Spasojevic (セルビア) が報告官を務めた。

議長はAsheは、最近、トルコ、カザフスタン、ジンバブエが議定書を批准したことに焦点を当てた。同議長は、コペンハーゲンでの「世界的な失望」を招かないよう作業の一層の推進をAWG-KPに求めた。その後、締約国は、議題書 (FCCC/KP/AWG/2009/11) を採択し、作業構成 (FCCC/KP/AWG/2009/11; FCCC/KP/AWG/2009/13 and FCCC/KP/AWG/2008/8) についても合意した。

スーダン、G-77/中国の立場で発言し、AWG-KPでの進展の遅さに懸念を表明し、附属書I締約国の排出削減全体目標、個別目標に関する結論書の採択の遅れを嘆いた。同代表は、附属書I諸国がリーダーシップをとらない限り、コペンハーゲンでの合意はありえないと強調した。ベリーズはAOSISの立場で発言し、気温の上昇を1.5°C以下で抑える必要性に焦点を当て、2°Cでは条約の言う予防的な手法に合致しないと強調した。同代表は、科学と現在の附属書Iの約束の間には「途方もないギャップ」があると嘆いた。アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言し、他の附属書I締約国もそれぞれの約束を一段と高めるよう求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、コペンハーゲンでの「包括的で永続性のある」成果を求め、AWGs間で首尾一貫性を図る必要があると指摘した。スウェーデンはEUの立場で発言し、締約国に排出削減約束の上乗せを求め、AWG-LCAとの協調が必要だと指摘し、炭素市場の強化およびLULUCFの規則の議論を続ける必要があると指摘した。EUは、両AWGsの首尾一貫性の必要を強調し、両方のプロセスから一つの包括的な合意が出てくることを希望した。スイスは環境十全性グループの立場で発言し、AWGs間の協調を高める必要があるとし、両AWGsは、11月のバルセロナで作業を完了する必要があると強調した。

議定書の下での附属書I締約国の更なる約束：この議題項目の議論では次の問題が話し合われた：附属書I国の排出削減量、対応措置の潜在影響、柔軟性メカニズム、LULUCF、方法論問題バスケットといったAWG-KPの作業計画（FCCC/KP/AWG/2008/8）に記載されるその他の問題など。

この議題項目は9月28日のAWG-KPプレナリーで初めて取り上げられた。議長のAsheは、この会合用に作成された下記の文書を提出した：

- 京都議定書3.9条（附属書I締約国の更なる約束）に関する改定案
（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.1/Rev.1）
- 他の議定書改定案（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.2/Rev.1）
- LULUCF、柔軟性メカニズムなど他の問題に関する決定書草案要素の提案とりまとめ
（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.1）
- 附属書I締約国の全体目標、個別目標に関する締約国提案のとりまとめ
（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.4/Rev.1）

締約国は次のコンタクトグループを設置することで合意した：

- 附属書I国排出削減量に関するコンタクトグループ、共同議長はGertraud Wollansky（オーストリア）とLeon Charles（グレナダ）
- その他の問題に関するコンタクトグループ、議長は副議長のDovland
- 対応措置に関するコンタクトグループ、共同議長はMama Konaté（マリ）とAndrew Ure（オーストラリア）
- 法律上の問題に関するコンタクトグループ、共同議長はSande de Wet（南アフリカ）とGerhard Loibl（オーストリア）

締約国は、締約国からの要請があれば、特定の問題を議論するため、法律上の問題に関するグループの会合を開催することで合意した。今回の会期中、法律上の問題に関するグループは会合を開かなかった。

AWG-KP 9の第1部は結論書を採択しなかったが、バンコク会合の作業成果はバルセロナまでにノンペーパーならびに改定文書の形で発表される。ノンペーパーは事務局のホームページからダウンロード可能である：
http://unfccc.int/meetings/ad_hoc_working_groups/kp/items/4920.php

下記に、附属書I国出削減量、その他の問題、対応措置に関するAWG-KPコンタクトグループでの議論の概要をまとめる。

附属書I国の排出削減: 本件 (FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.1/Rev.1 and FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.4/Rev.1) は、京都議定書に基づく第1約束期間が終了する2013年以降の期間における附属書I国全体の総削減量・国別削減量を取り上げるもので、9月28日から10月9日のコンタクトグループおよび非公式協議で検討された。

初回のコンタクトグループではWollansky共同議長から、附属書I国の総削減量と国別削減量の問題が今次会合での最大の議題事項だとの話があった。

日本は、新政権の気候政策の目標について、2020年までに90年比25%という中期削減目標などを含めた概要を説明した。また、単純な議定書の延長では十分ではないと強調しながら、日本の約束がすべての主要経済国が参加する公平で実効性ある国際枠組みを前提とするものであることを示した。また、日本が新たな数値目標の中にオフセットや吸収源を含めるか決定していないとも述べた。南アフリカは、日本の新たな数値目標を認め、自国の約束において他国の行動を条件に設定しないよう勧告しつつ、他の附属書I国も科学が求める規模に応じて排出削減量を提示するよう促した。ブラジルは、AWG-KPのマנדートを強調し、AWG-LCAが途上国の行動を議論するに相応しいフォーラムであると指摘した。中国、クウェート、インドは、歴史的責任と共通だが差異ある責任の原則に基づいて議論するべきだと強調した。

オーストラリア、ニュージーランド、EUは、意欲的な目標レベルや比較可能性に関して両AWGの調整を図るよう求めたが、LDCsの立場にあるガンビアやエチオピア、タイや他の途上国は、これに反対を唱えた。日本、カナダ、ノルウェーが、米国の参加が必要だと強調しつつ非公式な合同協議の実施を求める一方で、ブラジル、インドは、締約国各国は両AWGに政府代表を送っており、合同セッションを設けなくてもポジション調整は図れると述べた。

EUは、議定書の締約国ではない国々の努力が附属書I国全体の排出削減総量レベルに影響すると述べた。また、議定書の未来に関する意見を明らかにしてほしいとのツバルからの要望に応じて、EUは、議定書の構造にはこれから前進させうる多くの要素があると説明した。また、コペンハーゲンでは実効性ある成果が必要だと強調しつつ、特に批准という観点からみれば単一文書の方がシンプルだろうと述べた。だからといっ

て、それが必ずしも“議定書が死なねばならない”ことを意味するものではないとし、議定書に基づく2013年までの締約国の排出削減の約束とそれに続く遵守の評価を強調した。

さらに、EUは第1約束期間における超過達成を取り上げるプレゼンテーションを行い、かなりのAAUsが余る可能性があることを強調するとともに、第2約束期間での余剰AAUsの取扱いが各国で達成すべき排出削減幅に影響する可能性があることに焦点を当てた。ニュージーランドは、意欲的な排出削減の約束には、LULUCFルールの変更や効果的な炭素市場のメカニズムが必要とされると指摘した。

南アフリカは、附属書I国全体の意欲レベルを決定する際の基準に科学を利用すべきであると示唆し、2020年までに1990年比40%減という数値を総量目標とし、実現可能性や実用性、各国の目標値への割当などの問題に対応することを提案した。ベネズエラは、途上国における目標の欠如を、先進国が意欲的な目標に向けて約束しない口実に使わないよう牽制した。ボリビアは、トップダウン方式に焦点をあてるよう求め、途上国にはどれだけの大気スペースが残されているのかと疑問を投げかけた。

ミクロネシアは、AWG-KPがAWG-LCAとは別の独自路線を進むべきだとし、米国の公表値、あるいは例えば25%、45%という削減幅を附属書I国全体の総量レンジとして定義するための前提条件として利用することを提案した。日本は、米国が前提条件の水準で合意するという保証はないと強調し、これがプロセスの政治的永続性を損ねかねないと言刺した。また、45%の総量目標では非附属書I国の行動が考慮に入られていないとし、これが“全体像”の把握のために重要なことであると強調した。

比較可能性については、ニュージーランドが、自国の独自性が限界削減費用の高さにつながっていると強調した。カナダは、途上国におけるRD&D投資やREDDの準備態勢支援を含めた一連の貢献を、比較可能性の考慮に入れるべきだと強調した。その後、自国の状況に応じて決められた限界削減費用や累積的な歴史責任といった一定の測定基準のベースを含めた要素を、比較可能性の基礎とすべきかどうかという点が議論された。

オーストラリアは、複数の参照年をもった法的拘束力を伴う単独の**基準年**を使用することを支持した。カナダは、自国の約束は2006年を基準年としていることを強調し、各国が自国の約束を決定する際に定めた基準年を使った表、及び1990年の基準年とその他の共通基準年を比較するコラムの利用を提言した。先進国と途上国の数カ国が、簡便性や比較可能性、透明性のため、1990年を基準年として維持するよう求めた。EUは、議定書に“基準年”ではなく“1990年”との記載があるとし、複数の基準年の使用には議定書3.5条や3.7条といった幾つかの条項改正が必要になるとの懸念を示した。オーストラリアは、複数の基準年がAAU算定に難問をつきつけると指摘した。日本は、自国の新たな約束は1990年を基準年として比較したものだが、幅広い国々の参加を促すためには、他の基準年を選択できるよう柔軟性をもたせるべきだと強調した。

将来の約束期間の長さと**数**については、コロンビアが約束の中間レビューの利点を強調し、南アフリカがそうしたレビューは強力な約束につなげるだけのものとすべきだと強調した。一方、オーストラリア、アイスランドは、法的な約束の中間レビューの意味合いや排出量取引制度への影響について疑問を投げかけた。南アフリカは、中間レビューが“早期警戒システム”として作用することを示唆した。ニュージーランドは、科学が地球レベルで必要な行動の全体像を描くと述べ、柔軟性メカニズムの活用を勧案すると、レビューを通じて獲得した遵守情報の価値は限定的であるとし、ブラジルとともに、報告スケジュールの為に排出データに2年のタイムラグが生じると強調した。

柔軟性メカニズムが附属書I国の数値目標に及ぼす意味について、中国は、詳細なルールに関する議論は時期尚早だとして、附属書I国がオフセットを通じて達成可能な附属書I国の数値目標と排出削減率(%)について焦点をあてることを求めた。南アフリカは、オフセット活用は“ゼロサム・ゲーム”であるとし、まずは、国内での排出削減による附属書I国の数値目標を設定し、その後オフセットを活用して実現しうる削減率を積み上げるか、柔軟性メカニズムのAAU比率を除外しておくという案を提案した。また、オフセットを通じた50%削減という数値目標は“補足性という枠を超えている”と述べた。

EUは、スイスをはじめとする国々の支持を得て、ルールが分からないうちに附属書I国が数値目標を設定するというのは無理であると強調した。EUは、投資判断をするための“堅固な”炭素価格および、これを実現する上で第1約束期間におけるEU-ETSの役割の重要性を強調した。また、補足性については、2013年以降のEU気候・エネルギー政策パッケージにおけるCDMクレジットのキャップについて指摘し、CDMを規制する“強い意向”があると指摘した。

ツバル、インドは、セクター別クレジットメカニズムが“市場に氾濫するだろう”とし、環境面の影響を検討するよう促した。中国は、“オフセットの主流化”を回避するために補足性の概念を定義する必要があると指摘し、具体的な数値は今後の議論に任せるとしても、オフセットの比率を50%未満とすべきであると述べた。ブラジルは、オフセットに、49%をはるかに下回る値でキャップを設けることを提案し、例えばセクター別クレジットを通じた市場規模の拡大は需要増ならぬ供給増をもたらすことによって炭素価格に対して負の影響を及ぼすと指摘した。オーストラリアは、CDM維持を支持し、REDDやセクター別メカニズムといった新たなメカニズム追加の可能性を指摘した。

中国は、インド等の国々とともに、“強力で堅固な炭素価格”のための第2約束期間における附属書I国による大幅な排出削減の重要性を強調した。セネガルは、炭素市場が投資のインセンティブとして機能すべきであると強調した。インドは、オフセット活用枠へのキャップを、歴史的責任とか持続可能なライフスタイルといった附属書I国の状況に応じて段階的に設定できるようにすることを提案した。いくつかの附属書I国は、

柔軟性と費用対効果の高い排出削減の必要を指摘した。スイス、日本、カナダなどの国々は、“補足性”という概念を数量化する必要はないと強調した。ノルウェー、ロシア、ニュージーランド等の国々が、大気にとっては排出削減が行われる場所に関係ないと指摘した。カナダは、クレジット活用は国内の政策決定事項であるとして、国際的な上限を設けることに反対した。ロシアは、余剰AAUsの問題は数値の議論と関連がなく、第1約束期間の結果がわかった2013年以降の段階になってから検討すべき事柄だと述べた。

LULUCFルールの附属書I国の排出削減への意味合いについて、ブラジルは、G-77/中国の立場から、AOSIS及びツバルの支持を得て、現行の算定法に係わる“恣意性”を排除するために合意された活動を義務として盛り込み、ネット・ネット方式での算定アプローチを促進することを求めた。G-77/中国も、他のセクターの対応を担保するため、LULUCFに対するキャップを提唱した。ニュージーランドは、日本、カナダとともに、キャップがLULUCFの緩和意欲を妨げるものとなると述べた。スイスは、環境十全性がLULUCFプロセスにおいて最優先する原則であると強調した。ノルウェーは、ネット・ネット方式での算定アプローチは受け入れられると述べた。EUは、国別参照レベルや割引率、特定の活動の報告を任意制か義務化しておくかという問題で、合意が必要であると強調した。ツバルは、比較可能性のために報告の画一性が必要であると強調した。AOSISは、一部のルールは産業部門からの排出量を上昇させる可能性があるとして懸念を表明した。オーストラリアは、歴史的なベースラインの使用と産業セクター間の一貫性を求めた。また、カナダ等とともに、G-77/中国は、バルセロナをLULUCF算定に関する議論のための“終着点”とするよう求めた。

附属書I国全体の総量・国別目標に関する提案とりまとめの更新(FCCC/KP/AWG/2009Add.4/Rev.1)については、クロアチアが2013-2020年にCO2換算で33.2Mtという排出の絶対量を削減する計画の概要を説明した。この数値目標は、1990年の排出量からは6%の上昇で、決定書7/CP.12(クロアチア基準年の排出レベル)で合意された水準からは5%削減に等しく、この目標達成のためにクロアチアは同国のGDPの1.6%を投資する必要があると示した。日本は、最近発表した新たな日本の排出削減目標について述べ、文書更新の際は、2020年までに1990年比25%削減という前述の目標が反映されるべきであると述べた。これらの発表を踏まえ、コンタクトグループのセッション最終回では、事務局から、締約国から提出された今後可能なQELROsに関する情報を編纂した非公式ノートの改訂版の紹介があった。南アフリカ、ミクロネシア、ブラジルは、クロアチアが1990年比6%増を宣言しているのだとして、1990年比5%減というクロアチアの目標をノートに記述することを疑問視した。

コンタクトグループの閉会セッションで、“相手の立場を理解するだけ”というプロセスにあまりに長い時間が費やされてしまったとCharles共同議長が述べ、バルセロナでは手応えある進展を実現しなければならない

いと強調して、バルセロナには決定を下す準備をして来るように促した。また、数値交渉の行き詰まりに活路を開くには、“クリエイティブな手段”を見つける必要があると指摘し、ボトムアップ型のプレッジによるアプローチと科学的なトップダウン型アプローチとの組み合わせ方に関する提言をバルセロナに持ち込むよう奨励し、数カ国が自国の数値目標を宣言する際にこれらのアプローチを併用していたことを指摘した。

交渉の状況: 再開会合での議論を円滑にするため、議定書3.9条に則った議定書改正案に関するノンペーパーNo.2をバルセロナに付託することで締約国が合意し、文書FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.4/Rev.1改訂版を発行するようAWG-KP議長に勧告した。

AWG-KP作業計画におけるその他の問題:本コンタクトグループは、いわゆる「その他の問題」と称されるAWG-KP作業計画 (FCCC/KP/AWG/2008/8) パラグラフ49(c)に列挙された問題の議論に集中した。議定書の柔軟性メカニズムと手法問題のバスケットに関する議論は議長役のDovland副議長の下で行われた。LULUCFについては、Bryan Smith (ニュージーランド) とMarcelo Rocha (ブラジル)を進行役とした「分科会」で討議を続けることで合意がなされた。

柔軟性メカニズム: Dovland副議長は、テキスト (FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.1)の整理とコペンハーゲンに向けたオプションの明確化を目指すと強調し、柔軟性メカニズム、とりわけCDMとJIの効率改善のための提案に特化することを提案した。

標準化マルチプロジェクト・ベースラインの整備については、EUがベンチマーク設定を支持したが、数カ国の反対に遭った。アルゼンチンは、他数カ国の支持を得て、標準化ベースラインやベンチマークは任意とすべきだと主張した。その他の締約国は、標準化ベースラインの義務化を希望すると表明し、そうしたベースラインは各国や各地域の状況に配慮するものだとし、それゆえCDMプロジェクト開発の障壁にはならないと明言した。

CDMプロジェクト活動のポジティブリストまたはネガティブリストについては、セネガルとエチオピアが、LDCsの立場から、この案を残すことを支持し、CDMへのアクセス改善が必要だと強調した。AOSIS、EU、ノルウェーは、環境十全性に対する懸念を示し、プロジェクトの追加性要件を免除するような提案に反対を唱えた。さらに、EUは、追加性審査には堅固な法的根拠があり、これを緩和するには議定書の改正が必要だと述べた。

バングラデシュは、LDCsやSIDSのニーズを明らかにする諸提案に焦点をあてるよう求めた。中国は、ポジティブリストに含まれるプロジェクトも追加性審査を受ける必要があるならば、CDMプロジェクト活動のポジティブリストを有することにメリットがあるのか疑問であると述べた。クウェートは、ネガティブリストに反対した。インド等はポジティブリストのみに賛意を示したが、EUは、例えば二重算定を回避したり、

ユニラテラルなNAMAsがCDMの資格を有しないことを明らかにしたりするためにも、ネガティブリストが必要であると主張した。インド、ブラジル等の国々はNAMAsとCDMは別個のものだと主張した。サウジアラビアは、クリーンな化石燃料技術をプロジェクト活動のポジティブリストに追加するよう提案した。日本は、追加性を免除するよりも小規模プロジェクト向けの追加性を簡素化する案を支持した。議長作成のノンペーパーでは、本件に関するテキストがCDMプロジェクトへのアクセス改善についてのテキストと統合された。

CDMの地理的分布の改善やプロジェクト活動へのアクセス改善については、セネガルがアフリカン・グループの立場から、そしてLDCsが、割当に関して地理的にバランスのとれた制度を支持した。メキシコ、クウェート等の国々は、本件についてさらなる情報を求めた。EU、日本、ニュージーランドをはじめとする国々は、割当制度は市場にとっての問題を孕んでいると主張し、EUとともに、費用対効果を損ねる可能性がある」と指摘した。フィリピンは、割当制度は、潜在力が大きい地域のプロジェクトに対しては阻害要因になりうると述べた。AOSISは、プロジェクト活動に関するポジティブリストに関するテキストの要素と、特定のホスト国における有効化審査、検証・認証に対する資金供与に関するテキストを踏まえて、CDMのアクセス改善を検討する方が良いと主張した。ノルウェーは、スイスとともに、収益分担金（SOP）の免除をさらに拡大できるか検証することを提案した。バングラデシュは、指定運営機関（DOE）による登録料や有効化審査費用など、CDMのプロジェクト運用コストの高さを強調し、LDCs向けにこれらを免除することを提案した。

CDMに基づく割増率・割引率の導入について、EU、カナダは、割引率への関心を示した。一方、韓国、エチオピアは、割増率を支持した。インドは、割引率が恣意的であると警告した。オーストラリア、ブラジル、ニュージーランド、日本、中国、シンガポール、インド、サウジアラビア、AOSIS、その他数カ国は、割増率と割引率の両方に反対を唱えた。Dovland副議長は、CDMの下で割増率が割引率を導入するというCOP/MOP決議をとらない案に強い支持があると指摘し、こうした案に関するテキストを削除できるかどうか締約国にたずねた。韓国、エチオピアは、割増率に関するテキストの存続を支持する一方で、EUは、特にベンチマークという幅広い文脈で割引率を捉えるべきだとし、テキスト中に残すべきだと主張した。

CCSをCDMの対象に含めるという提案について、Dovland副議長は、これまでの長い議論を引き合いに出し、コペンハーゲンまでに解決されないかもしれない問題であると認めた。

原子力をCDMの対象に含める問題についても、コペンハーゲンの政治レベルで決着をつける必要があるだろうとDovland副議長が指摘した。

共同実施および排出量取引への収益分担金（SOP）の拡大については、Dovland副議長は、議定書9条（レビュー）に基づく第2回レビューに関連してCOP/MOP 4で行われた幅広い議論について想起し、これまでの議

論の繰り返しを避けるため、何か新しい考えがあるかどうか締約国に意見を聞いた。EUは、資金という幅広い文脈の中で本件を扱うべきだとし、他の締約国とともに、議論を先送りするとの案を支持した。セネガル等の国々は、本件の重要性を強調した。

交渉の状況: Dovland副議長は、これまでの議論すべてをまとめた最終的なノンペーパーは、今次会合の閉幕までには準備できないが、事務局のウェブサイトに掲載すると述べた。また、このノンペーパーがAWG-KP議長に送付され、バルセロナのAWG-KP再開会合で使用する改訂文書の中に盛り込まれると述べた。

LULUCF: LULUCFに関する分科会が非公式に数回開催され、LULUCF取扱いを取り上げるためのオプションについて文書FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.1の付属書IIが検討に付された。また、LULUCFに関して締約国が提出したデータの紹介が行われ、森林管理問題についてのオプション絞り込みが行われた。

最終的なコンタクトグループのセッションでは、自然攪乱に関する問題や伐採木材製品 (HWP)、湿地やLULUCFの算定が排出削減目標に与える意味合い等についての進展を進行役 Rochaが強調した。

交渉の状況: LULUCF取扱いのための定義や様式、ルールやガイドラインなどの取扱い方法に関するオプションや提案についてノンペーパー第2号をAWG-KP議長に付託し、バルセロナで、改訂文書あるいはノンペーパーに盛り込むのか決定を任せるということで締約国が合意した。

手法問題に係わるバスケット: 本件 (FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.2)については、以下の3つのトピックに議論が集中した。すなわち、排出源からの排出量と吸収源からの除去量のCO₂換算量算定のための共通測定基準; 国別GHGインベントリのための2006年IPCCガイドライン; 新たな温室効果ガスの議定書付属書Aへの追加、である。

共通測定基準については、IPCC第4次評価報告書 (AR4) に記載された地球温暖化係数(GWPs)を使用するかどうか、地球気温係数 (GTP) について今後SBSTAがアクションをとるまで変更しないでおくか、あるいは議定書のGWPsの規定を使い続けるか等の点が議論された。Dovland副議長は、進展のための土台として最後のオプションを示唆した。それに対し、EUは、新たに温室効果ガスを追加することによる影響についての文言が付加されるならば妥協を目指しうると応えた。

ガイドラインについては、SBSTA作業計画で改訂された通り、2006年IPCC改訂ガイドラインを使用するのか、UNFCCC報告ガイドラインを使用するのか、あるいは両者を混用するのかという問題が議論された。EUは、やるべき内容や時期、実施主体を明らかにする最初の選択肢について力説した。ブラジルは、SBSTAのプロセスを予断するべきではないとし、UNFCCCと議定書の下で一貫した報告ガイドラインを維持することが必要だと強調した。オーストラリアは、第2の選択肢が現行のSBSTAのプロセスとの強力な基礎を結びつけ

るものだと強調し、本件解決のための道筋を模索するため、EUとブラジルで非公式協議を主導することで合意した。

新たな温室効果ガス (GHGs) については、議定書の対象に含める新たなガスの情報が十分に入手可能であるかどうか、そうした追加措置を講じるための形式や、対象とするガス等の問題が検討された。事務局から、GWPs情報や、現在および将来において可能性がある新たな温室効果ガスの使用、その種別についての情報が提供された。議論された問題は、以下の通り：報告の負担；新ガスを対象と決定する基準；「大気に見える」測定手段としてのGWPsの妥当性；対象化するガスやその種別、である。オーストラリア、日本、カナダは、特定のガスに関する情報不足を強調した。ブラジル、中国、セネガルは、新ガスを規制対象とするために附属書Aを改正することに反対した。EUは、COP/MOP決議を利用して新ガスを追加するためのプロセスを検討するよう提案した。

最終回のコンタクトグループは10月9日に開催され、Dovland副議長より共通測定基準について報告があった。その中で、ニュージーランドからの新提案が盛り込まれ、2006年IPCCガイドラインに関する3つの選択肢が統合される形で括弧書きの1つの選択肢としてまとめられる一方、新ガスに関するセクションに変更はなかったことが伝えられた。ニュージーランドは、共通測定基準に関する同国の提案で、GWPsの使用に係わる不確実性を考慮していると明言し、第3約束期間には共通測定基準の問題解決に明示的にSBSTAが関与することを求めた。ミクロネシアは、テキストの中に新ガスに関する同国の提案を反映するよう求めた。

交渉の状況: Dovland副議長は、ノンペーパー 第1号はこうした議論を反映するために修正し、バルセロナで継続する作業の基礎として役立てると述べた。

潜在的な影響: 本件は、スピルオーバー効果や各種ツール、附属書I国が利用可能な政策措置や方法論などを含めた潜在的な環境・経済・社会的な影響に係わるものであり、9月28日-10月7日のコンタクトグループ及び非公式協議で検討された(FCCC/KP/AWG2009/12)。

コンタクトグループでは、理解を深めるための手順や負の影響に対応するために可能なシステムの議論に集中した。

南アフリカは、G-77/中国の立場から、エチオピアの支持を得て、LDCs等のため、政策措置が途上国経済に及ぼす潜在的な影響の理解を確実にし、途上国への負の影響を最小限に抑え、予防するための制度づくりについて強調した。EUは、カナダとともに、議定書が附属書I国に対して、負の影響を最小限に抑えるために“尽力する”よう呼びかけており、情報の収集・処理を通じてどのように“尽力する”ことがベストなのか把握することが目的であり、そうした情報収集には先進国と途上国の双方の努力が必要とされると強調した。

G-77/中国は、理解促進の必要性については合意したが、情報の流れに対応するためのシステムづくりも求め

た。EUは、システム構築に関するコンセンサスは無いと強調し、締約国が対応措置の波及的な影響を検討することで合意しており、この領域を超えるのは“高望み”であると強調した。

スコープに関する全般的な議論の後、政策措置の設計に関する具体的なパラグラフを一行ごとに検討する交渉へと移った。問題解決が困難であるとしてUre共同議長が非公式な草案部会で議論を続けることを提案し、締約国がこれに合意した。10月1日、草案部会の議論の結果を受けてつくられたノンペーパーについて議論するためのコンタクトグループが開催され、テキストをパラグラフごとに検討した。

追加的な非公式折衝につづいて、10月8日に、新たにノンペーパーが作成された。バルセロナでさらに作業用に、未決事項の骨組みを立てるため、意見が収束される分野と不一致の分野について議論が行われた。

中国は、特に“附属書I国は途上国からの輸入に対して一方的な措置に訴えることはない”と記載されたテキストを紹介、サウジアラビアとアルゼンチンの支持を得て、カナダの反対に遭った。サウジアラビアは、本件が潜在的な影響に関する議論の核の部分にあるとし、附属書I国は環境保護を関税などの貿易障壁を課すための口実に使うべきではないと強調した。

交渉の状況: Konaté共同議長は、議論および改訂版テキストはAWG-KP議長が使用する文書に記録され、バルセロナ向けの文書として更新版が準備される予定だと述べた。

閉会プレナリー: AWG-KP閉会プレナリーは、2009年10月9日（金）午後から開催された。

John Ashe議長は、バルセロナでのAWG-KP 9再開会合でも新ノンペーパーをベースに、4つのコンタクトグループを継続すると述べ、時間的な制約と莫大な作業量を鑑み、バルセロナでは夕方からの追加会合を設けるとの規約がつけられると述べた。

ノルウェーは、2020年までに90年比 30%だった削減目標を40%まで引き上げるとの計画を発表した。また、それが現在の京都議定書の枠組みを超えた合意を必要とするものであると説明した。AOSISは、アルジェリアとともに、その他の附属書I国もノルウェーのリードに従って科学が求める数値にもっと近い約束を立てるよう促し、タイが、野心レベルの引き上げを求めた。

スーダン、G-77/中国の立場から、アフリカン・グループの立場からのアルジェリアの支持を得つつ、グレナダはAOSISの立場から、レトトはLDCsの立場から等、その他多くの国々が2つの交渉トラックの一本化をめざす試みに懸念を表明し、コペンハーゲンで単体の法的成果を上げることを呼びかけた。京都議定書に終止符を打とうとする呼びかけについて、これがG-77/中国にとって“全く受け入れがたい”とし、“強力な京都議定書とともに、包括的で、公平で効果的な国際気候変動レジームを構築し、UNFCCCの実施強化と持続的な履行を担保するために交渉での強力な成果を打ち立てる”ことをすべての締約国に対して強く求めた。

EUは、約束や算定、報告、遵守の強化を支援すると強調し、京都議定書へのコミットメントを改めて表明しながらも、単体の法的な取り決めとして統合されることで最も効率的に実現されるのだと強調した。日本は、共通するが差異ある責任を踏まえて、議定書の本格的な改正か、あるいは新たな合意が必要であると指摘した。

中国は、2つの交渉トラックのプロセスについて、“交渉トラックの1つを潰すことは、達成手段（クルマ）全体を危機に陥らせる”と強調した。ロシアは、議定書の“近代化”と新たな合意でうまく適用できるようなメカニズムの検証を求めた。

セネガルは、一部の国々で発生している昨今の天災に焦点を当て、気候変動は誰にでも等しく影響を及ぼすと強調した。また、ケニアは、人間の生き残りが経済的な利害に優先させるべきであると強調した。ソロモン諸島は、SIDSやLDCsの脆弱性について強調し、350 ppm未満の濃度安定化を求めた。

気候変動に関する国際的な先住民フォーラムは、気候の行動について完全かつ効果的な先住民の参画ならびに伝統的な慣習を尊重するよう求めつつ、途上国や最も脆弱な国々に排出削減の負担を転嫁させることは受け入れられないとも強調した。国際自由労働組合連合（ICFTU）は、未来の低炭素社会に向けた公平かつ公正な移行を強調した。持続可能性のための自治体連合は、地方自治体管理協会NGOsを代表して、附属書I国の地方自治体・市町村は、国際的な法的拘束力を伴う約束の実現を支持し、緩和行動で地方自治体・市町村の潜在力を最大活用することを担保するための技術的・資金的な手法を可能にするための新たな世界規模の気候レジームを求めた。GenderCC – 気候の正義のための女性達は、ジェンダーNGOsの立場から、特に気候変動のより包括的な原因分析を実現するため、ジェンダーという局面から強力な統合化を求めた。青少年団体の代表らは、途上国が先進国より先に行動すべきであるとか、行動することが可能であるとする考え方は“歪んでいる”と糾弾した。

結びの言葉として、Ashe議長は“野心レベルを高めることが、我々の任務の中心であることに変わらない”と述べた。また、参加者とは“わずか3週間後に”会うことになるため、バルセロナで真の進展が見られるよう次回会議までの期間を活用してお互いに協議するよう奨励しつつ、午後2時40分、閉会が告げられた。

AWG-LCA 7 及び AWG-KP 9

概要の分析と評価

決定的に重要な第15回締約国会議 (COP 15)がどんどんと迫る中、12月のコペンハーゲン合意を確実にするための取り組みが本格化している。国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)の下での長期的協力行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA)および京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP)の下での2週間にわたる気候交渉に向けてバンコク入りした政府代表らのシナリオだった。こうした交渉は、9月に幾つか行われたハイレベル気候会合を背景に行われたものだが、その1つがバンコク会議の1週間前に国連事務総長が開催したニューヨーク気候変動サミットであり、国際社会がコペンハーゲン合意の実現に向けて取り組んでいると100名を超える世界のリーダー達からの明白なメッセージをもたらした。しかしながら、タイに到着した参加者の中でバンコクでの大きな政治的前進を期待していた者はほとんどいない。事実、多くのベテラン交渉官は、コペンハーゲン会議が第2週に入るまでに、決定的な突破口が開かれるとは考えていない。

「ゆっくりとした足取り」だったとされる8月の非公式な交渉を受け、バンコク会合に期待されたのは、議論の結果としてテキストがスリム化でき、本格的な交渉モードに入ることが中心的なものであった。しかし、バンコク会議1週間後の段階で、AWG-LCAのテキストはまだまだ200頁ほどの長文で、これをさらに詰めるために会合の残り時間を使わなければならないということが明白になった。2週間の最終日にもテキストの分量は減りそうもなかったものの、複数のオプションが明確になり、実質的な主要課題が白日のもとにさらされたのだと多くが強調した。また、締約国は、もっとも物議を醸している課題のいくつかについて強固なポジションをあらためて主張していたが、これはバルセロナでの交渉に入る前の各国の立場を鮮明にするのに役立ったという点で前向きな展開であったとも述べていた。AWG-LCAのMichael Zammit Cutajar議長が指摘したように、「重要なのは文書の長さではなく、中身について取り上げていることが重要なのだ。」

この短い分析では、バンコク気候変動交渉におけるAWG-LCA 及び AWG-KPの進展について評価し、コペンハーゲン合意の見通しについて概要を述べる。

AWG-LCA、始動へ

バンコクでは、数多くのコンタクトグループ、サブグループ、非公式協議からあがったノンペーパーの氾濫をみて、簡潔と言わないまでも、はっきりとしたオプションを作り上げることに締約国が専心していた。実際にテキストはまとまってはいないが、「本国に選択肢として持ち帰ってみせられる程度に、オプションは絞り込まれた」としている。しかしながら、おしなべて進展がみられた訳ではなく、技術やキャパシティビルディング、適応の細かいテクニカルな話では前向きの進捗があったものの、緩和や資金の面では各国のポジションが激しく分裂していたとの指摘があった。

AWG-LCA の下での緩和については、すべての締約国向けの緩和の枠組みを提唱した米国、オーストラリア、その他のアンブレラ・グループによる諸提案に関する件が、もっとも厄介かつ政治的な問題であった。これらの提案には色々な違いがあるものの、例えば、低炭素開発戦略や国別スケジュール、及び、すべての締約国による緩和についての報告方式の強化という形でのモニタリング・報告・検証（MRV）の枠組みを通じた、緩和の計画といった、いくつかの共通項がある。これらの提案はバンコク会合でさらに説明があり、米国が初めて MRV への共通アプローチに関する提案について細かな内容を示した。この提案は部分的に細かいところと、そうでないところがあったが、米国はバンコク会合参加者に向けて、「我々は自らの歴史的責任を認識しており、この提案の中で、まだ先進国と途上国の行動の間に差をつけている」と請け合った。

一方、途上国は、そうした提案は、先進国と途上国という区分を曖昧にすることによって、UNFCCC とバリ行動計画の“根本的な”諸原則を侵害しているとして異論を唱えた。「問題は、共通の緩和枠組みに関する諸提案を理解していないことではなく、理解はしているのだが、それを受け入れられないというところが問題なのだ。」と、ある途上国の交渉官が語った。AWG-LCA の下での6つの緩和サブグループにおける交渉は、この他にも緩和の目標や、市場メカニズムの役割、セクター別アプローチ等といった争点を幅広く網羅するものとなっているが、「先進国」と「途上国」の間の防火壁を取り崩す可能性を孕んだ対立軸は、依然として AWG-LCA における途上国の至上命題である。

緩和に関する枠組み交渉での大きな課題は明らかだ。それは、「京都での経験から学んだ通り、途上国の参加なくして、米国が参加することはありそうになく、米国抜きのコペンハーゲン合意もありえないだろう」とのベテラン交渉官の評価するところだ。しかし、緩和に関してコペンハーゲン合意は、未だ手中に収められる可能性があるとして、バンコク会合では大方が楽観的であった。ブラジルや、中国、インドといった主要途上国から“極めて前向きな”シグナルが出ていると強調し、そうした国々の野心的な温室効果ガス排出削減計画がその証左であると指摘した。さらに、バンコクでは、国際エネルギー機関(IEA)が「2009年版世界エネルギー展望」(World Energy Outlook) コペンハーゲンに至る交渉へのインプットとして特別抜粋版を紹介した。このレポートでは、特に、中国が、気候・エネルギー政策を現行計画通りに実施した場合、IEAの推計によれば、これだけで450 ppmの安定化濃度達成のために2020年までに世界に必要な排出削減量3.8Gtのうちの1.9Gtに相当することになるとしている。米国や他の先進国は、これらの努力を認識するのにやぶさかではないが、より公式的な途上国の緩和行動の測定・報告の枠組みを求めているように見受けられる。

もう一つの構成要素である、資金問題は特に難問であり、コペンハーゲンでの“交渉決裂要因”になることは分かっている。資金問題の解決に向けた作業の整理では進展もあったが、利用可能な資金量などの実質的な問題については殆ど動きがなかった。

おそらく、交渉の現段階でもっと決定的なことは、各国の不信と凝り固まったポジションであり、先進国と途上国が互いに“過去について話している”という相互認識であろう。公的融資VS民間融資の問題については、例えば 途上国側が民間市場の役割を制限するようにとの提案があった。「市場こそ、我々を危機に陥れた問題なのに、今になって問題を解決してくれると期待を寄せるのか?」との疑問の声が聞かれた。こうした感情は、民間部門が資金創出の面で重大な役割を担う必要があるのだと主張する国々にとって懸念を引き起こしている。新たな資金メカニズムの発足を求める声がたびたびわき起こるものの、一部の締約国は少なくとも短期的には、透明性の点で一部の途上国に深い疑念を抱かせている、地球環境ファシリティ（GEF）という機関に依存することは窮屈であると感じている。さらに、途上国は、気候変動のための資金拠出は、歴史的責任に基づく損害・損失に対する補償または賠償であるとし、したがって、自由裁量で行うものではなく、ODAと同じような、義務的なものであるとの認識の中で、一つのパラダイム・シフトを求めているのである。ある途上国の参加者は「われわれは、援助を物乞いしているのではない。法的な約束（コミットメント）の実施を要求しているのだ」と述べた。それゆえ、途上国における気候変動への適応・緩和向けの資金拡充のニーズについては、コンセンサスが形成されているものの、そうした資金的なアーキテクチャーに係わる原則と構造については、今なお先行き不透明な状況である。

京都議定書を交渉トラックに残しておくか?

京都議定書の下での交渉トラックについては、2013年以降の数値目標の決定に係わる重大な任務については遅々として進まず、難しい1年であったという点では、参加者の見方はほぼ一致している。その作業計画では、AWG-KPは、2013年以降の附属書I国の排出削減総量については3-4月のAWG-KP 7で、総削減量に対する各国の貢献分について6月のAWG-KP 8で、それぞれ結論書を採択することで合意した。一方、“数値”が、この一年を通じてAWG-KPでの議論の主な焦点となり、附属書I国の約束やこれを下支える仮説についての多くの“興味深い”かつ“有益な”議論が行われたが、2013年以降の数値目標に関して妥結点に向けた進捗はほとんど見られない。

その理由のひとつに、議定書の単純な継続ではコペンハーゲン合意の成果として受け入れ難いという、ほとんどの先進国が共有しているポジションにあり、米国と主要な途上国を緩和の取り組みに参加させるという包括的な国際合意が必要とされるのである。したがって、AWG-LCAのプロセスで行われている議論を連係させる必要があると強調しているのだが、途上国側は「先進国」と「途上国」という区分を反故にされたくないという理由から2つの交渉トラックを連係もしくは統合させようとする動きにはすべて強く反対している。こうした差別化が曖昧になれば、途上国が緩和の約束をめざすトラックに乗せられてしまうのではないかと、深い懸念に突き動かされてのことでもある。また、途上国にとっては、議定書とは、法的拘束力を伴った経済全般に及ぶ数値目標の約束であり、例えるならば先進国の行動のベンチマークであると見なしており、

先進国の歴史的責任を強調しつつ、議定書の下で野心的な目標を担うことによってリーダーシップをとってほしいとの要望を出し続けている。

第1週の金曜に行われた AWG-KP ストックテイキング・プレナリー（進捗確認のための全体会合）では、途上国の政府代表が「先進国と途上国は、埋めることのできない溝の中に嵌りこんでいる」と称し、「それでも、バンコクでは、日本やノルウェー等の附属書 I 国から新たに野心的な約束が出されたという点で、前向きな進歩も見られた」とのコメントがあった。その他、AWG-KP での前向きな進捗は、政治的な問題についての議論は頓挫しているものの、テクニカルな諸問題についてはまだ重要な作業を進めることができることを示す、土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）算定ルールのためのオプション絞り込みに関する局面であった。

とはいえ、バンコクでは、もっと大きな政治的な潮流が露呈してきた。一つの契機となったのは、AWG-KP の開会プレナリーでの EU のステートメントであった。コペンハーゲンの成果として、EU は、1 本の法的合意を求めると見解を示した。EU がこうした見解を表明したのは今回が初めてではないとのことだが、今回の発表によって議定書の命運と未来について「熾烈な議論」の口火が切られることとなった。会合を通じて、途上国側は、京都議定書に新たな生命を吹き込もうとしないばかりか、「死亡通告」をしようとしているのではないかと動揺をみせ、EU や他の先進国が「殺人未遂」を図ろうとしていると糾弾した。

しかし、ある EU 代表は「京都議定書の主な要素が落ち着けるホームを新たな法的文書という形でみつけようとしているのだ」とし、議定書を「葬り去る」のではなく、「そこに立脚し、強化」しようとしているだけだと EU が意図するところの説明に頑として譲らなかった。そうした提案のエッセンスたる議定書の法的な構造、すなわち-先進国向けの法的拘束力を伴う排出削減数量目標、議定書 5 条、7 条、8 条に基づく報告、柔軟性メカニズムおよび制裁措置付きの遵守体制-が新たな包括合意の中に写されるという点にある。議論が、議定書の「良い面」の取捨選択というプロセスに移行するにつれて、締約国間の信頼に対する疑念も再浮上した。「気に入ったものだけ選り好みすることはできない。- そんな、つまみ食いのような行為は無理だ」との見解を途上国のある代表が語った。したがって、途上国は、議定書を維持し、AWG-KP の成果を AWG-LCA の下での合意と切り離すことが、コペンハーゲンで素直に受け入れられる何らかの合意の基盤であると定義した。

議定書の未来についての見解は大きく隔たりがあるようだが、交渉のプロによると、今の段階で法律上の細かい部分を見ることにあまりに多くの時間を費やす必要があるのかどうかとの議論になり、「内容的な問題が肝心だから、ここで合意できなければ、コペンハーゲンでの合意はないだろう」として、ベテラン交渉官が基本的には 3 つの選択肢が考えられると説明した。すなわち、1) 京都議定書の延長、2) 新たな後継条約、3) COP 決定書との進行、である。しかし、法的形式は、プロセスの最後になるまではっきりせず、コペンハーゲン後になってしまうことさえ、ありうるというのが多くの関係者の感触である。

バルセロナを経て、コペンハーゲンに至る道で

バンコク会合の終わりには、AWG-KP と AWG-LCA の関係はピリピリと張りつめ、相互に関わりがある問題では特に、バルセロナまで、そうした関係がずっと続くかのように見えた。先進国は、2つの交渉トラックが合流し、“主要な” 途上国が緩和の行動に関して、より積極的な役割を担っていくことを希望している。一方、途上国が望むのは、途上国の中で細かく差別化することなく、UNFCCC における現行の区分を維持し、先進国だけに法的拘束力を伴う約束を義務づけるようにすることである。

全体として、深い実質的な課題に関する立場の違いは鮮明だが、バンコク交渉は合意の構成要素の技術的な細目に関する選択肢を絞り込むという面で前進した。交渉プロセスのもっと早い段階で難しい問題が提起されれば良かったのに…との思いはあるが、一番政治的な問題を解決するには、コペンハーゲン前とその最中に、主要排出国による二国間協議および／もしくはハイレベル会合が必要になりそうだと多くが認識している。

バルセロナでは、第1週目の早い時期に、AWG-LCA の下では完全な交渉モードに入り、AWG-KP の下では附属書 I 国の数値目標ならびに柔軟性メカニズムと吸収源に関するルールを明確にすることをめざして作業を進めるというのが、第1の目標である。バルセロナ会合までの時間は限られており、円滑に作業を進めるために様々な作業方式を展開しようとしているのだとの認識が確かに締約国の中に存在する。こうした方式には、夜間会合ならびに共通課題の検討を開始するための AWG-LCA の下の複数の緩和サブグループによる合同コンタクトグループなどが挙げられる。とはいえ、バルセロナ交渉でもテクニカルな細目や表に関する個別のオプションの詰め作業に集中することになりそうだが、未だ、コペンハーゲンでの何らかの成果という図式をはっきり描けないだろう。

コペンハーゲンでの成果はきちんとしたパッケージ合意のような最終成果物は実現しそうもないという一般認識が生まれている。しかし、現時点で多くの人が祈念しているのは、合意という成果によって資金や緩和などの多くの政治問題を解決し、残りの細かな問題に決着をつけるというロードマップを明らかにすることである。しかし、それすら、必要な政治的な意志やリーダーシップ、妥協なしでは、ありえないだろう。



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

今後の会合スケジュール

第7回持続可能な開発に関する世界会議: OUAGADOUGOU 2009: 2009年10月8-13日、ブルキナファソ・ワガドゥグーで開催される。会議のテーマは「気候変動、移動および開発の持続可能性の展望」。問い合わせ先: Louis Blanc Traore、環境省; tel: +226-5031-3166; fax: +226-5030 6491; e-mail: lbtraore@yahoo.fr; URL: http://www.fmdd.fr/english_version.html

第13回世界林業会議: 2009年10月18-23日、アルゼンチン、ブエノスアイレスで開催される。テーマは「開発における森林: 不可欠なバランス」「森林と気候変動:コペンハーゲンを超えて」という1日が設けられる。問い合わせ先: Leopold Martes、World Forestry Congress事務局長; tel: +54-11-4349-2104; e-mail: lmontes@cfm2009.org; URL: <http://www.cfm2009.org>

気候変動に関するハイレベル会議: 技術の開発と移転: 2009年10月22-23日、インド・ニューデリーで開催。インド政府、国連経済社会局 (UNDESA) 共催。UNFCCCプロセスをサポートするため、気候変動の緩和と適応に関連した技術ロードマップの策定をめざす。問い合わせ先: Mr. R. R. Rashmi、合同事務局 (環境・森林省); tel: +91-11-24362281; fax: +91-11-24360768; e-mail: rr.rashmi@nic.in; URL: <http://www.newdelhicctechconference.com/>

IPCC-31:第31回IPCC総会は2009年10月26-29日、インドネシア・バリで開催。第5次評価報告書 (AR5) の概要が承認される予定。問い合わせ先: IPCC 事務局; tel: +41-22-730-8208; fax: +41-22-730-8025; e-mail: ipcc-sec@wmo.int; URL: <http://www.ipcc.ch>

AWG-LCA 7 ・ AWG-KP 9 再開会合: 第7回AWG-LCAおよび第9回AWG-KP再開会合が2009年11月2-6日、スペイン・バルセロナで開催。問い合わせ先: UNFCCC 事務局; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: 事務局@unfccc.int; URL: <http://unfccc.int/>

モントリオール議定書第21回締約国会合 (MOP-21): MOP-21は2009年11月4-8日、エジプト・ポートガリブで開催。本会合では特に、地球温暖化係数の高いHFCsの規制および段階的削減に向けた改正事項案を検討し、オゾン層破壊物質の貯蔵の破壊推進をめざす。問い合わせ先: Ozone 事務局; tel: +254-20-762-3851; fax: +254-20-762-4691; e-mail: ozoneinfo@unep.org; URL: <http://ozone.unep.org/>

GEF理事会 会合: 2009年11月10-13日、米国・ワシントンDCで開催。地球環境ファシリティ (GEF)理事会会合では、GEFのプログラム策定・採択・評価が行われる予定。問い合わせ先: GEF 事務局; tel: +1-202-473-0508; fax: +1-202-522-3240/3245; e-mail: secretariat@thegef.org; URL: <http://www.thegef.org/>



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

航空と代替燃料に関する会議: ICAO主催の本会合は2009年11月16-18日、ブラジル・リオデジャネイロで開催。航空用代替燃料の最新状況や今後の実現可能性が紹介される。問い合わせ先: ICAO 航空輸送局: tel: +1-514-954-8219、 ext. 6321; e-mail: envcaaf@icao.int; URL: <http://www.icao.int/CAAF2009/>

持続可能な開発に関する第7回世界フォーラム: 2009年11月19-20日、フランス・パリで開催。テーマは「新世界秩序:京都後コペンハーゲン前」。問い合わせ先: Passages-ADAPes; tel: +33-01-43-25-23-57; fax: +33-01-43-25-63-65/62-59; e-mail: Passages4@wanadoo.fr; URL: http://www.fmdd.fr/english_version.html

住宅のエネルギー効率に関する第2回ワークショップ: 2009年11月23-25日、オーストリア・ウィーンで開催。このワークショップの成果や紹介のあった関連措置については、国連経済委員会の下でヨーロッパ向けに策定予定のエネルギー高効率住宅のためのアクション・プラン策定に寄与するため情報提供される。問い合わせ先: Paola Deda、住宅・土地管理に関する委員会事務局、UNECE; tel: +41-22-917-2553、 fax: +41-22-917-0107、 e-mail: paola.deda@unece.org; URL: <http://www.energy-housing.net>

UNFCCC COP 15 および京都議定書 COP/MOP 5: UNFCCC第15回締約国会議 (COP 15) および京都議定書第5回締約国会合 (COP/MOP 5) が2009年12月7-18日、デンマーク・コペンハーゲンで開催。UNFCCC補助機関第31回会合 (SB 31) も同時開催される。2007年12月にパリで開催されたCOP 13で合意された“ロードマップ”に基づき、COP 15及びCOP/MOP 5では、京都議定書第1約束期間の失効に伴う2013年以降の問題も含めて、気候変動に関する国際強力の強化についての合意をとりまとめることが期待される。問い合わせ先: UNFCCC 事務局; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: secretariat@unfccc.int; URL: <http://unfccc.int/>

GLOSSARY

AAU	割当量単位
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会
AWG-KP	京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会
BAP	パリ行動計画
CCS	炭素回収・貯留

CDM	クリーン開発メカニズム
COP	締約国会議
COP/MOP	締約国会合
GEF	地球環境ファシリティ
GWPs	地球温暖化係数
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
IPRs	知的所有権 (IPR)
LDCs	後発開発途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・林業
MRV	モニタリング・レビュー・検証
NAMAs	各国ごとに適切な緩和行動
QELROs	排出量制限および削減の数量目標
RD&D	研究開発・普及
REDD	途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減
REDD-plus	途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減、プラス保全活動
SIDS	小島嶼開発途上国
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学的助言に関する補助機関
UNFCCC	国連気候変動枠組み条約



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

This issue of the Earth Negotiations Bulletin (c) enb@iisd.org is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI kimo@iisd.org. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, and the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at kimo@iisd.org, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Talks - 2009 can be contacted by e-mail at kati@iisd.org